

生物多様性国家戦略 2010 の
実施状況の点検結果

平成 23 年〇月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

<目次>

はじめに	1
点検の実施方法	2
第1章 4つの基本戦略に関する取組について	3
1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組	3
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 広報の推進と官民パートナーシップ	
(3) 地方公共団体、企業や市民の参画	
(4) 教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換	
2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組	17
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 里地里山の保全や野生鳥獣との共存	
(3) 生物多様性の保全に貢献する農林水産業	
(4) 多様な野生生物をはぐくむ空間づくり	
(5) 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	
3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組	27
(1) 数値目標の達成状況	
(2) 生態系ネットワークと保護地域及び自然再生	
(3) 森林の保全・整備	
(4) 都市緑地の保全・再生など	
(5) 河川・湿原などの保全・再生	
(6) 沿岸・海洋域の保全・再生	
4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組	41
(1) 数値目標の達成状況	
(2) COP10の成功と新たな戦略計画づくりへの貢献	
(3) 里地里山など自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築と発信	
(4) 生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施	
(5) 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応	
(6) 国際協力の推進	
(7) 科学と政策の接点の強化・科学基盤の強化	
第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	51
1. 数値目標の点検結果	51
2. 具体的施策の点検結果	89

<はじめに>

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたものとして、平成7年10月に初めて決定され、その後、平成14年と19年に見直しが行われました。平成20年には生物多様性基本法が制定され、同法に基づくものとしては初めてとなる「生物多様性国家戦略2010（以下「国家戦略2010」という。）」が、平成22年3月16日に閣議決定されています。

国家戦略2010では、「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告する」とされており、本点検はそれに基づき実施するものです。

国家戦略2010は、第三次生物多様性国家戦略を基本として必要な内容の充実を図りつつ策定しており、第1部「戦略」と第2部「行動計画」により構成されています。第1部「戦略」では、生物多様性に関する2010年以降の新たな世界目標への提案と、それをもとにしたわが国の目標を掲げています。また、100年先を見通した共通のビジョンとして生物多様性から見た国土のランドデザインを示し、これを踏まえて、おおむね平成24年までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を4つの基本戦略として挙げています。

平成22年10月には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」が採択されるなど大きな成果を挙げました。本点検では、COP10の成果を踏まえた施策の進捗状況についても報告しています。

また、国家戦略2010は、COP10の成果等を踏まえて平成24年度に見直しを行う予定であり、本点検の結果についても次期国家戦略に反映させていくこととしています。

<点検の実施方法>

今回の点検は、平成 22 年 3 月 16 日の国家戦略 2010 の策定から平成 23 年 7 月までの期間を対象として行いました。

第 1 章では、個別の具体的施策の進捗状況をもとに 4 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）毎の達成状況を整理しました。

第 2 章では、政府の行動計画として、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため体系的に網羅した約 720 の具体的施策毎に進捗状況及び今後の課題等について、施策を実施している各省庁が自ら点検し、記述しました。点検にあたっては、多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、具体的施策のうち 35 の施策については、数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても点検を行いました。

また、本点検結果のとりまとめにあたっては、平成 23 年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までにパブリックコメントを実施しました。

第1章 4つの基本戦略に関する取組状況について

第1部では、生物多様性国家戦略2010第1部第4章第2節に掲げる基本戦略毎に、その達成状況を点検した結果を報告します。

1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

「生物多様性」及び「生物多様性国家戦略」の認知度は、平成22、23年度に内閣府世論調査を実施していないため、平成21年6月時点の当初値と比較はできませんが、環境省が独自に実施したウェブ調査では、「生物多様性」の認知度は48%（平成19年10月）から80%（平成22年11月）に推移し、「生物多様性国家戦略」の認知度は13%（平成19年10月）から31%（平成22年11月）に推移しています。平成22年に発表された「ユーキャン新語・流行語大賞」の候補に「生物多様性」が挙げられるなど、生物多様性の認知度は高まっていると考えられます。今後は、認知度を高めるだけでなく、国民の理解を深め、具体的な取組につながるような施策を展開していく必要があります。

生物多様性基本法に基づき、地方公共団体が策定に努めることとされている生物多様性地域戦略については、平成24年のCOP11までにすべての都道府県が策定に着手していることを目標としていますが、平成23年7月時点での達成率は47%であり、このままでは目標を達成できない可能性が高い状況です。このため、生物多様性地域戦略の策定の必要性、意義等をあらゆる機会をとらえて都道府県に周知していきます。また、地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援等を一層積極的に進める必要があります。

自然とのふれあい活動の推進に関する目標については、民間との協働や、「エコツアー総覧」のように可能なものは民間に委ねるなど、目標の達成に向けより効果的な取組を実施していきます。

表1-1 基本戦略①に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
「生物多様性」の認知度	36% [H21. 6]	—	50% [H24. 3]	—
「生物多様性国家戦略」の認知度	20% [H21. 6]	—	30%以上 [H24. 3]	—
生物多様性新聞掲載数	736件 [H20]	372件 [H23. 6]	1000件以上 [H23]	37%
生物多様性地域戦略策定着手数	20都道府県 [H22. 3]	22都道府県 [H23. 7]	47都道府県 [H24. 10]	47%
全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数	0人 [H22. 3]	107,000人 [H23. 7]	100万人 [H25. 3]	11%
エコツアー総覧アクセス数	831,208件 [H18. 4]	911,457件 [H23. 3]	1,250,000件 [H25. 3]	73%
子どもパークレンジャー参加者数	840人 [H17. 4]	718人 [H23. 3]	1,300人 [H23. 3]	55%

（２）広報の推進と官民パートナーシップ

①地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）

2010年の国際生物多様性年を契機として、国、地方自治体、学識経験者、文化人、経済界、マスコミ、NGO等のあらゆる主体が、それぞれの立場で連携をとりつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進するため、「地球生きもの委員会（国際生物多様性年国内委員会）」を平成22年1月に設立しました（図1-1）。

地球生きもの委員会では、5月22日の国際生物多様性の日を中心に各主体が行う国際生物多様性年に関する様々な記念行事等を「地球生きものプロジェクト」として推進しました。平成23年2月までに計31件のプロジェクトが様々な主体により実施されました（表1-2）。

2011年からは「国連生物多様性の10年」がスタートし、引き続き生物多様性の保全等に向けた取組を促進するため、「地球生きもの委員会」を改組し「国連生物多様性の10年日本委員会」を平成23年9月に設立しました。

図1-1 地球生きもの委員会の構成



出典：環境省資料

表 1-2 主な地球生きものプロジェクト

プロジェクト名	実施時期	実施主体	概要
国際生物多様性年オープンニング記念行事	平成 22 年 1 月	COP10 支援実行委員会	国連の定めた国際生物多様性年である 2010 年の幕開けを記念するとともに、10 月の COP10 に向けた開催気運を盛り上げるため、国際生物多様性年オープンニング記念行事を開催。
国際生物多様性年記念イベント	平成 22 年 4 月	環境省	国際生物多様性年の気運を高めるため、2010 新宿御苑みどりフェスタの開催に合わせ、自然環境功労者大臣表彰式及び、地球いきもの応援団等による行動宣言式を実施。
第 1 回いきものにぎわい企業活動コンテスト～企業の生物多様性保全等実践活動顕彰～	平成 22 年 6 月	経団連自然保護協議会、(社)国土緑化推進機構、(社)日本アロマ環境協会、(財)水と緑の惑星保全機構	日本の企業の里山保全・再生といった豊かな生物多様性の保全や持続可能な利用等の実践的な活動を国内外に発信するとともに、特に優れた企業の実践活動を顕彰。
COP10 あいち・なごや「絵画・写真コンテスト」	平成 22 年 6～9 月	COP10 支援実行委員会、読売新聞社、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会	絵画写生や写真撮影を通じて、より多くの人々が身近な自然や生き物の素晴らしさに気づきかけるとともに、生物多様性や COP10 についての認識を高めてもらうため開催。
COP10/MOP5 カウントダウン 100	平成 22 年 7 月	生物多様性条約市民ネットワーク	COP10 開催 100 日前イベントの総称。「一日でわかる生物多様性」をテーマに市民が手掛ける最大級の普及啓発イベントとして国際生物多様性年を盛り上げた。
国際生物多様性年クロージング・イベント	平成 22 年 12 月	実行委員会(石川県、金沢市、中部経済団体、農林水産省、環境省など)	国際生物多様性年の国際的なクロージングイベント(閉年行事)を、COP10 議長国である日本で開催し、国際年における各国の取組や COP10 の成果等を世界にアピール。
グリーンウェイブ 2010	平成 22 年 3～5 月	環境省、農林水産省、国土交通省	5 月 22 日を中心として、青少年などが全国各地で植樹や植樹した樹木への水やりを行う活動を呼びかけた。
国際生物多様性年映像化プロジェクト	平成 22 年 5 月～	堂本暁子委員、生物多様性 JAPAN、(株)BS-TBS、(株)Green TV Japan、環境省	生物多様性とその重要性をわかりやすく伝える内容の映像を制作し、国際生物多様性の日(5 月 22 日)に合わせて BS 放送で放映するとともに、DVD 化して自治体等に配布し、小学生等の学習活動に寄与。

出典：環境省資料

②地球いきもの応援団

「地球いきもの応援団」は、多くの方々に、生物多様性に関する理解と具体的な行動を促すために、平成 20 年 11 月に発足した著名人による広報組織です。イベントや講演会など様々な場面で、生物多様性に関するメッセージを発信しています。

平成 22 年度には、新たなメンバーを 4 人加えて 29 名となりました。生物多様性関連イベントに延べ 34 名が出演するなど、一般市民やマスコミに対する露出度を高めて、生物多様性に関する情報発信を行いました。

③コミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」

生物多様性をより端的にわかりやすい言葉で表現しコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及し、広く国民に生物多様性について認識・理解してもらう取組を進めています（図 1-2）。コミュニケーションワード及びロゴマークの活用方法については、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくために一人ひとりがこれから取り組んでいく行動を宣言する「MY 行動宣言」と一体で使用する例などとともにホームページで紹介しています。また、ロゴマークを使用したシールや展示パネル等の普及啓発ツールを作成し、各種イベントでの配布や、企業・自治体等への貸与・提供を行いました。

図 1-2 コミュニケーションワードのロゴマーク



出典：環境省資料

（3）地方公共団体、企業や市民の参画

①地方公共団体における取組

生物多様性の保全を地域での活動に結び付けていくためには、国が策定した生物多様性国家戦略に基づく全国的な視野に立った施策だけでなく、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな取組が必要です。このため、生物多様性基本法では、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されました。

生物多様性国家戦略 2010 では、平成 24 年にインドで開催される COP11 までに、すべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していることを目標としており、平成 23 年 7 月現在では 13 道県 9 市で策定済み、10 都道府県で策定に着手しています（図 1-3）。

地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」を周知するとともに、平成 22 年 6 月から 7 月にかけて、全国 7 か所で説明会を開催しました。また、平成 22 年度から拡充した地域生物多様性保全活動支援事業

により、地方自治体が生物多様性地域戦略を策定するための費用について支援を行っています。支援を受けて生物多様性地域戦略の策定を行っている地方公共団体は、平成 22 年度は 7 団体、平成 23 年度は 12 団体となっています。

図 1 - 3 生物多様性地域戦略策定状況（平成 23 年 7 月現在）



出典：環境省資料

②事業者の取組

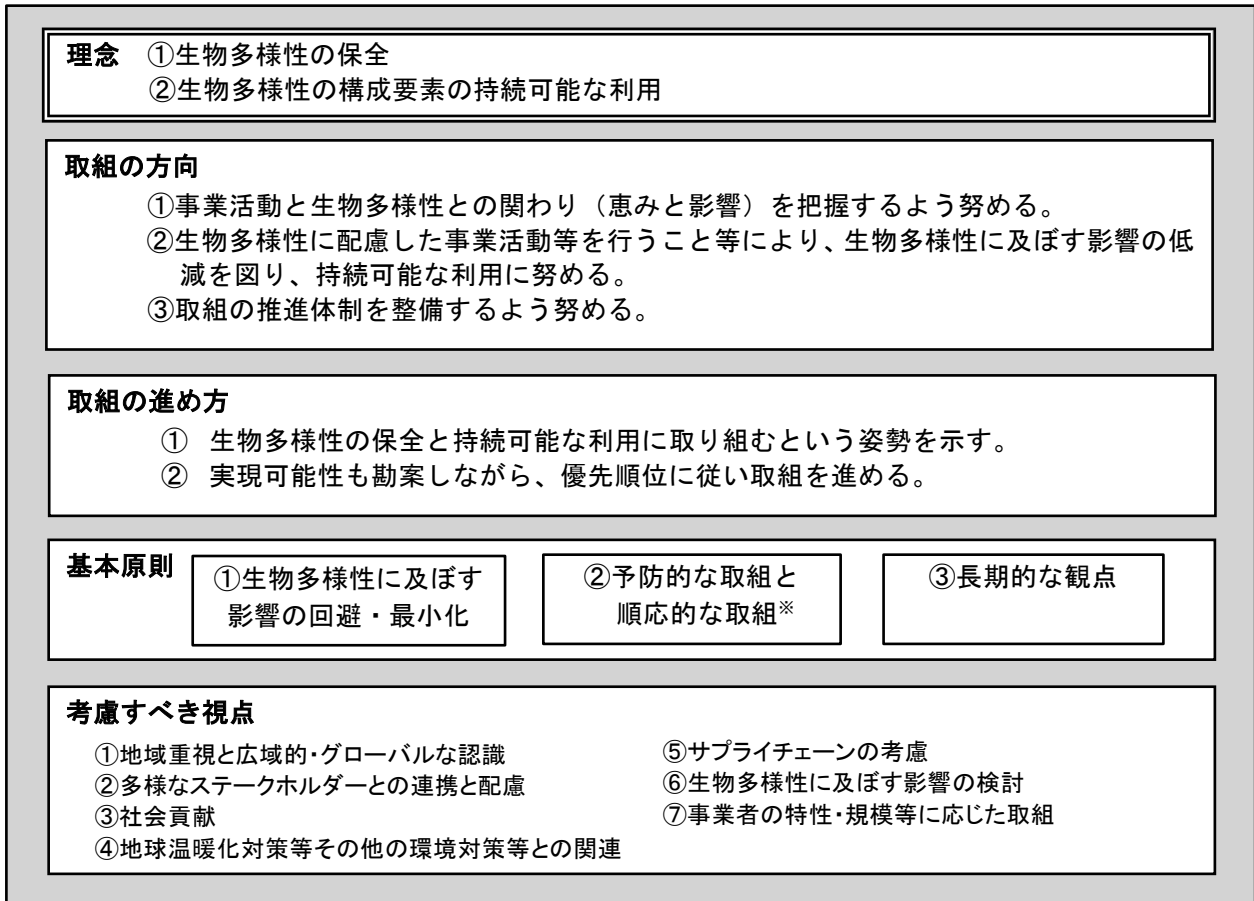
事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用、土木建築などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしており、生物多様性と密接に関連しています。COP10 で採択された愛知目標においても、「ビジネスを含む全ての関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」ことが個別目標として掲げられています。

事業者が、社会的責任 (CSR) としてのさまざまな活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要です。

このため、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針

となる「生物多様性民間参画ガイドライン（図1-4）」をホームページで周知し事業者に対する活動促進を働きかけました。また、同ガイドラインについて COP10 などの国際会議等の場で積極的に周知・配布を行い、海外に向けた発信にも努めました。

図1-4 生物多様性民間参画ガイドラインの概要



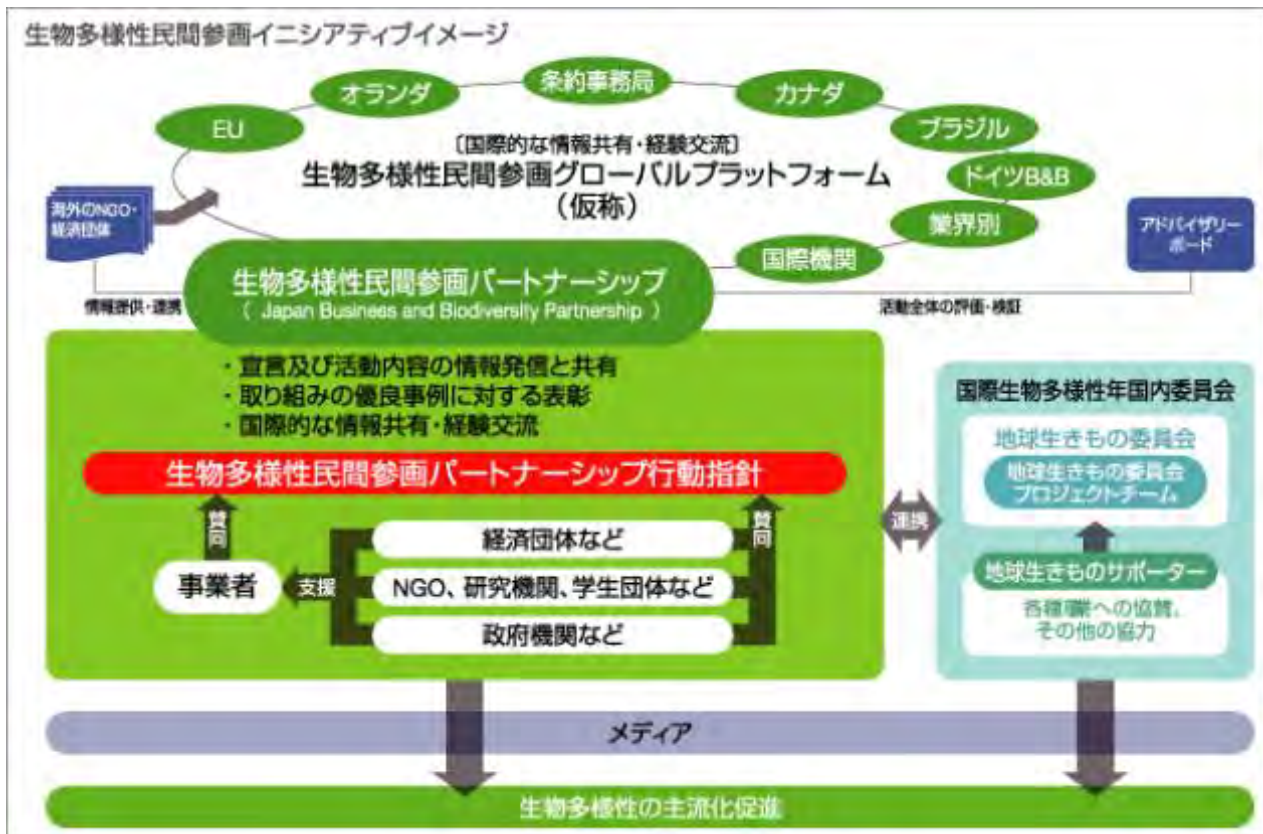
※ 予防的な取組：生物多様性に対する重大で不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的な証拠が完全でなくても、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組

順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組

出典：環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」

経済界では、COP10 の日本開催を機に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会が共同で、生物多様性への民間事業者の取組を促進することを目的として「生物多様性民間参画パートナーシップ（図1-5）」を平成22年10月に設立しました。このパートナーシップは、企業をはじめとする幅広い主体に、生物多様性に配慮した事業活動への参画を促すための枠組みであり、平成23年2月現在、440 団体が参画しています。ドイツの「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」参加企業などとも連携して、国際的なネットワークの構築にも取り組んでいます。

図1-5 生物多様性民間参画パートナーシップの概念図



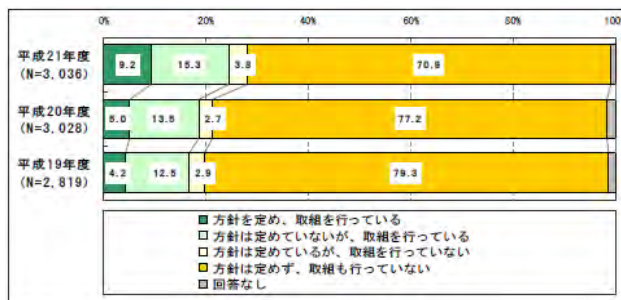
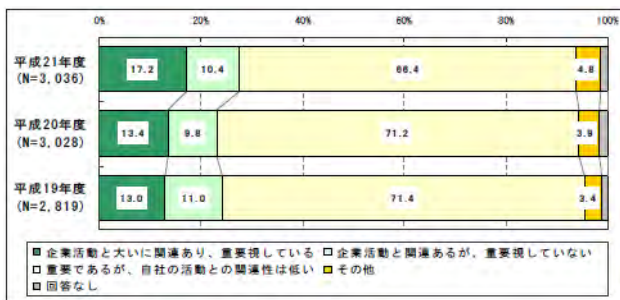
出典：生物多様性民間参画パートナーシップ事務局

平成22年8～9月に企業に対して行ったアンケート調査（環境にやさしい企業行動調査）では、生物多様性の保全への取組と企業活動のあり方については、「企業活動と大いに関連があり、重要視している」と回答した企業の割合は17.2%となっており、昨年度より約4ポイント上昇しました。また、事業活動における生物多様性保全の取組状況についても、「方針を定め、取組を行っている」「方針は定めていないが、取組を行っている」を合わせて24.5%となっており、生物多様性保全の取組を行っている企業が年々増加しています（図1-6）。

図1-6 企業活動における生物多様性保全の取組

生物多様性の保全への取組と企業のあり方

生物多様性保全への取組状況



出典：環境省「環境にやさしい企業行動調査」

③消費者に向けた取組

事業者の活動は、国民一人ひとりの消費によって支えられており、消費者の選択が事業活動に大きな影響力を持っています。このため、消費者が生物多様性に配慮した商品やサービスを選択することを通じ、事業者の活動をよりよい方向に変化させていくことができます。

消費者が商品やサービスを選択する際の判断の目安とするため、持続可能な木材製品や水産物を第三者機関が認証する取組が進められています。こうした認証制度について、制度化された背景、普及動向、制度間の違い、外部の監視状況などの情報収集を平成22年度に実施しました（表1-3）。

また、全国各地で行われている生きものマークを活用した取組事例を紹介したガイドブック（図1-7）及び食料生産と生物多様性保全を両立する取組として特徴的な事例についても現地での課題等も含め紹介した冊子を作成し、イベント等を活用して普及に努めました。

図1-7 生きものマークガイドブック



出典：農林水産省資料

表1-3 主な認証制度

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)		<ul style="list-style-type: none"> ○各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PEFC 評議会が運営する森林認証プログラム ○森林認証と林産物のフローに対する CoC (Chain of Custody) 認証がある
	FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)		<ul style="list-style-type: none"> ○森林管理に関わる様々な利害関係者に開かれた会員制の組織である FSC による認証制度 ○森林/林地に適用される森林管理認証と CoC 認証がある
	SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議		<ul style="list-style-type: none"> ○日本にふさわしい森林認証制度を創設するため、各界各層の幅広い分野から発起人 74 団体の賛同を得て発足した組織である「緑の循環」認証会議 (SGEC) が運営する森林認証システム ○SGEC 森林認証システムと SGEC 認証林産物流通システムがある

表 1-3 主な認証制度（つづき）

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
農産物の認証制度（生きものマーク）	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度（豊岡市）		○コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している
	ふゆみずたんぼ米（大崎市）		○蕪栗沼周辺に多数飛来するマガンなどの水鳥のねぐらを提供するため、冬期湛水を実施している水田で栽培された米を「ふゆみずたんぼ米」として販売している
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度（佐渡市）		○2008年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している
漁業認証制度	MSC (Marine Stewardship Council: 海洋管理協議会)		○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度 ○漁業者に対する認証（生産段階認証）と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、平成 20 年 9 月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得 ○平成 23 年 8 月現在、漁業の認証が 2 件
	MEL ジャパン（Marine Eco-Label Japan: 大日本水産会）		○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。第日本水産会事業部が事務局を務める。平成 19 年 12 月に発足。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。平成 23 年 11 月現在、漁業の認証が 13 件。加工流通の認証が 45 件。

④多様な主体の参画に向けた取組

○生物多様性地域連携促進法

市町村による地域連携保全活動計画の策定や地方公共団体による関係者間の連携及び協力のあっせんや情報の提供を行う拠点としての機能を担う体制の確保等を盛り込んだ、「地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」を平成 22 年 12 月に制定しました。

○地域生物多様性保全活動支援事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援するため、平成 20 年度より実施している「生物多様性保全推進支援事業」を、平成 22 年度より「地域生物多様性保全活動支援事業」として拡充しました。平成 22 年度は 39 ヶ所で実施し、平成 23 年度は 46 ヶ所で実施しました。

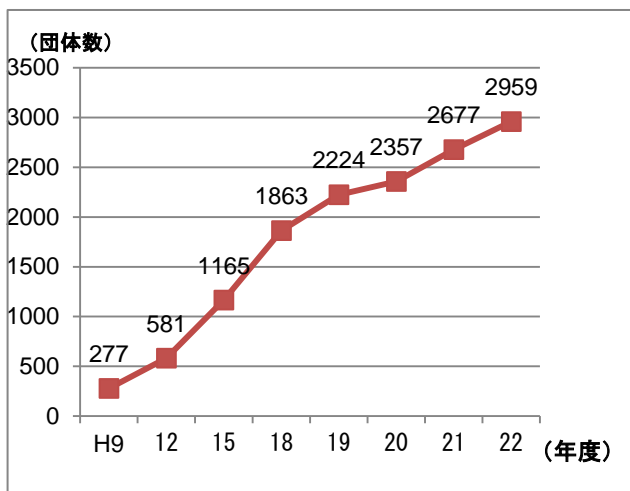
○グラウンドワーク活動

住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動を推進するため、研修会、人材育成支援、活動団体間の交流促進等を実施しました。これにより、平成 22 年度末までに参加団体数は 25 団体となり、ネットワークの構築が進みました。

○国民参加の森林づくり

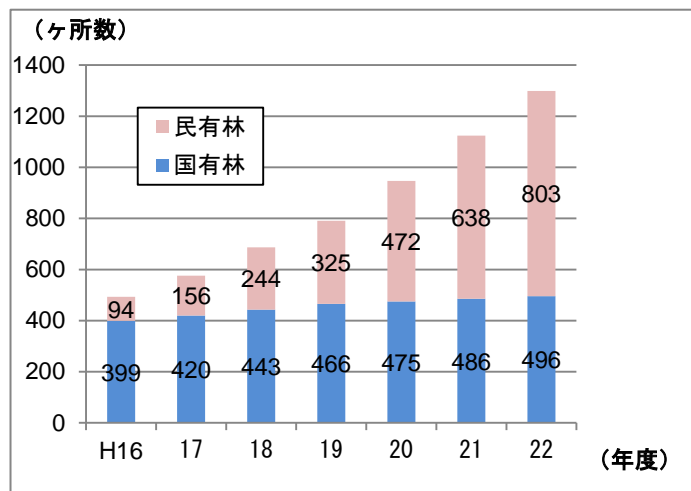
森林においては、企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進し、平成 22 年度末には森林ボランティア団体数は 2,959 団体、企業による森林づくり活動の実施個所は 1,299 箇所となり、着実に増加しています（図 1-8、図 1-9）。また、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」など、協定の締結により国有林のフィールドを提供することで多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりを推進しました（表 1-4）。

図 1-8 森林ボランティア団体数の推移



出典：平成 22 年度森林・林業白書より作成

図 1-9 企業による森林づくり活動実施ヶ所数の推移



出典：平成 22 年度森林・林業白書より作成

表 1-4 協定締結による国民参加の森林づくり

制度の種類	制度の概要	実績箇所数 (平成 22 年度末)
ふれあいの森	ボランティア団体などの自主的な森林づくり活動のフィールドを提供します	137
木の文化を支える森	地域の伝統文化などの継承に貢献するための国民参加による森林づくり活動へのフィールドを提供します	22
遊々の森	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、体験活動などへのフィールドを提供します	172

出典：林野庁資料

○市民参加型調査

身近な生きものの分布情報をウェブサイトなどを通じて収集する市民参加型調査「いきものみつけ」を平成 20 年 7 月から実施し、調査結果やとりまとめ結果をウェブサイト上で公開しました。平成 23 年度 10 月時点での報告数は 144,606 件に上ります。

また、毎年、住民との協働により全国水生生物調査を実施し、結果について公表しています。平成 22 年度は夏休み期間を中心として、多くの学校（小中学校等：約 46,000 人）や市民団体等（市民団体・子ども会・観察会等：約 22,000 人）から約 71,000 人の参加が得られました。

（４）教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換

①学校教育における取組

学校教育においては、生物多様性を含む環境教育に関する内容を充実した新学習指導要領について、一部を先行して実施しています。

生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識としていくためには、子どもの頃から自然や生きものを知り、体感することが大切です。このため、学校教育において、自然の中での宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進しました。平成 21 年度に実施した小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況調査において、宿泊を伴う体験活動のうち、全国の小学校の約 76%が自然に親しむ体験活動を行っているという結果が出ています。

また、太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備により、学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用していくエコスクールパイロット・モデル事業として、平成 23 年度に 109 校を認定し、これまでに合計で 1,235 校を認定しました。モデル事業により整備された学校施設を利用して、子どもたちが校内生きものマップを作成するなど、環境教育の教材としてのエコスクールの活用が進んでいます。

さらに、教員の指導力向上に向けた取組として、教員等をはじめとする環境教育指導者に対する講習会を全国 7 ブロックで開催し、253 名が参加しました。また、都道府県教

育委員会などの指導主事、教員を対象とした研修を全国2ブロックで開催し、98名が参加しました。

②学校外における取組

学校教育以外でも、子どもが放課後に地域の中で地域固有の自然に遊び、親しむことや、子ども以外も含めた地域の人々に対する社会教育も重要です。

平成22年度から、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進める「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、実証的共同研究を公募し、環境教育を中心とした取組として、平成22年度は3団体、平成23年度は2団体を採択しました。

また、社会教育施設としての博物館の役割も重要であり、博物館を活用したモデル的な学習プログラムの開発・普及、全国科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っています。

さらに、生物多様性の分野で国際的にも活躍できるよう、COP10及び戦略計画2011-2020の指標に関する専門家会合等への派遣を行いました。また、国連大学高等研究所と連携し、アジアの環境大学院ネットワークであるProSPER.Netを立ち上げ、アジアの大学院レベルの教育・研究に持続可能性の教育を統合することを目指すネットワークを構築しました。

③エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法が平成20年4月に施行され、政府の基本方針「エコツーリズム基本方針」が同年6月に閣議決定されました。基本方針では、各地で組織するエコツーリズム推進協議会や全体構想の作成、認定に関する基本的事項等を定めています。

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の創意工夫を活かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発事業、ノウハウの確立、人材育成、地域の取組支援等を総合的に実施しました。

平成22年度に実施した第6回エコツーリズム大賞では、高知県柏島をまるごとフィールドにし、地域住民等の様々な主体とともに持続可能な里海づくりを持続的に展開しているNPO法人黒潮実感センターが大賞を受賞しました(表1-5)。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設についてWebサイト「エコツアー総覧」により紹介しており、平成22年度は911,457件のアクセスがありました。

さらに、エコツーリズムに取り組む地域に向け、平成22年度はアドバイザーの派遣等を行うとともに、平成23年度は地域コーディネーターを活用したエコツアープログラムの作成等の取組に対し支援を行っています。

こうした取組を通じて、エコツーリズム推進全体構想策定の動きが徐々に活発化してきています。

表 1-5 第 6 回エコツーリズム大賞受賞者一覧

	受賞団体	活動概要
大賞	特定非営利活動法人 黒潮実感センター (高知県)	高知県西南端の島、柏島を「島が丸ごと博物館 (ミュージアム)」と捉え、持続可能な里海づくりを目指して活動している。(1) 自然を実感する取組、(2) 自然を活かした暮らし作りのお手伝い、(3) 自然と暮らしを守る取組の 3 つを活動の柱としている。里海を「人が海からの豊かな恵みを享受するだけでなく、人も海を耕し、育み、守る」、人と海が共存できる海と捉え、これらの活動を地域住民や行政、大学等の様々な主体とともに進めている。
優秀賞	有限会社 リボン<エコツーリズム・ネットワーク> (東京都)	エコツーリズムを基盤とした旅行会社として創業 10 年。循環型社会を創造するために会社はどんな役割を果たせるか。ツアーディレクターとインタープリターの連携プレーにより、主たるテーマを楽しく安全に学び、遊ぶことを達成させている。そして地域の宝 (自然資源や文化や人) を発見し、協働し、人々に繋ぐのが自分達のミッションではないかと考え活動している。
	宮津市エコツーリズム推進協議会 (京都府)	天橋立と中山間地域の資源をつなごうと、2008 年に宮津市エコツーリズム推進協議会が設立された。「天橋立プラスワン事業 (天橋立+地域資源)」として、天橋立と天橋立を形成してきた周囲の海・里・山の豊かな自然のつながりを来訪者に体感していただく仕組みづくりに取り組んでいる。住民が主役となって観光地としての魅力づくりと周辺地域の地域振興を目指すエコツーリズムの仕組みづくりを進めている。
特別賞	尾瀬認定ガイド協議会 (群馬県)	関係行政・自然保護団体・ガイド事業者で協議会を設立し、「尾瀬自然ガイド」と「尾瀬登山ガイド」の 2 種類の認定を行っている。認定されたガイドは、協議会が年 3 回のガイド向け研修を行う事で、認定後のスキルアップを図っている。
	社団法人 若狭三方五湖観光協会 (福井県)	ラムサール条約登録地「三方五湖」を含めた、海湖川里山が全てそろった若狭特有の自然環境を活かし、「若狭三方五湖わんぱく隊」の活動を行っている。「若狭でしかできないエコツアー」を展開し、本年度で 21 年目を迎えている。
	特定非営利活動法人 霧ヶ峰基金 (長野県)	霧ヶ峰を訪れた方に、その魅力をゆっくりと満喫していただける機会を提供している。生まれた利益などを霧ヶ峰の環境保全、魅力の維持・改善に役立てている。このように持続可能な形で、霧ヶ峰型エコツーリズムの普及をはかり、確立をしている。
	特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校 (宮崎県)	豊かな自然と人間味あふれる人を主体とし、自然学校という手法を使って地域を活性化している。高齢化、少子化が急速に進む中で、放課後毎日子ども教室を開催し、地域の子どもたちに地域の大人が関わり育成する。その他体験型観光の確立、伝統芸能の継承などを行っている。

出典：環境省資料

④自然とふれあう機会の提供

子どもの豊かな心を育み、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、平成20年度から平成22年度までに、115地域の受入モデル地域の整備を行い、543校が活動を実施しました。

自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組むとともに、青少年のさまざまな課題に対応した体験活動を推進することにより、青少年の自然体験活動の機会を拡充しました。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国に設置する27の国立青少年教育施設において、その立地する豊かな自然環境を活かしながら、青少年等に対し、自然とふれあい、その豊かさを実感できる機会を提供しました。また、環境教育事業や自然体験活動の指導者養成事業を47事業実施し、約2,000人が参加しました。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については1,429件（平成23年度）を採択しました。

子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の受入可能施設の増加に向けた働きかけと、活動実績、施設等に係る情報の収集・提供を実施しました。平成22年度においては、3県（8市町村）で森林環境教育の推進の場、林業体験学習の場等の森林及び施設の整備に対する支援を実施しました。

「子どもの水辺」再発見プロジェクトでは、地域の河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っています。平成22年度末の「子どもの水辺」登録箇所は290ヶ所となっています。

一般の市民を対象に、NPO等との協働により、「海辺の自然学校」を開催し、環境保全・環境教育の推進を図っています。平成22年度は全国各地で13件開催しました。

生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、貴重な自然環境や地域の歴史文化等についての体験学習プログラムの提供等を実施しました。

優れた自然環境を有する国立公園のビジターセンター等100ヶ所をめぐりながら、自然とふれあい、生物多様性を学ぶ「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施し、平成23年7月までに107,000人が参加しています。

2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

佐渡におけるトキの野生復帰及び奄美大島におけるジャワマングースの駆除については、達成率を正確に把握することは困難であるものの、計画的な事業の実施により着実に成果を挙げています。トキについては、平成 20 年以降毎年放鳥を続け、平成 23 年 7 月までに 4 回、計 60 羽の放鳥を行いました。野生下で確認されるトキの数は着実に増加していますが、現時点で野生下での繁殖は確認されていません。今後もトキの定着に向けて、生息環境の改善と計画的な放鳥を継続していきます。ジャワマングースの駆除については、平成 21 年度と比較し、平成 22 年度の単位捕獲努力量当たりの捕獲効率が 1/2 程度にまで減少するとともに、在来種の回復が確認されており、ジャワマングースが低密度になってきていると考えられます。低密度になるほど、捕獲は困難になるため、目標達成に向け着実な工程管理が必要です。都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画については、平成 23 年 4 月現在 117 となっています。

バイオマスの利活用に関する数値目標については、廃棄物系バイオマスの利用率が順調に増加している一方で、未利用バイオマスの利用率は 17% に留まっています。未利用バイオマスについては、効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面等で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が要因であると考えられます。また、バイオマスタウン構想の策定数については、平成 23 年 4 月末現在、318 地区で策定されるなど目標を上回っていますが、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗していない市町村が少なからず存在するなどの課題もあります。

表 2-1 基本戦略 2 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
エコファーマー認定件数	191,846 件 [H21.9]	212,053 件 [H23.3]	200,000 件 [H22.3]	247%
国内希少野生動植物種数	— (82 種) [H22.3]	5 種増 (87 種) [H23.7]	5 種増 (87 種) [H24.10]	100%
トキ野生個体数	【参考】22 羽確認 [H22.3]	【参考】37 羽確認 [H23.7]	60 羽定着 [H27]	—
特定鳥獣保護管理計画策定数	107 計画 [H21.11]	117 計画 [H23.4]	170 計画 [H24.12]	16%
奄美大島ジャワマングース	【参考】CPUE 0.028 [H21]	【参考】CPUE 0.014 [H22]	0 頭 [H26]	—
廃棄物系バイオマス利用率	74% [H21.3]	86% [H22.12]	80% [H22]	200%
未利用バイオマス	17% [H21.3]	17% [H22.12]	25% [H22]	0%
バイオマスタウン構想	237 地区 [H22.2]	318 地区 [H23.4]	300 地区 [H23.3]	128%

※CPUE：100 わな日あたりのマングース捕獲数

（２）里地里山の保全や野生鳥獣との共存

①里地里山の保全活用に関する事例収集及び情報発信等

里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成 22 年 9 月に「里地里山保全活用行動計画」をとりまとめました（図 2-1）。「里地里山保全活用行動計画」では、里地里山の重要性や保全活用の理念、方向性などの重要なポイントを示し、そのポイントを実践している具体的な事例を挙げて整理しています。

そのほか、地域の関心に応じた「目的・進め方」とその実現に向けた「手法」から、役立ちそうな取組事例集を作成するとともに、里ナビホームページ（<http://www.satonavi.go.jp/>）において、検索可能なデータベースとして国内外を併せて 479 事例を掲載しています。

また、平成 22 年 9 月から 11 月にかけて、全国 10 ヶ所で保全活動団体を主な対象として、特徴的な取組の紹介、保全活動における技術的課題と解決手法、保全活動における工夫等、効果的かつ継続的な取組とするための技術的な方策についての講演と事例報告を行う里ナビ研修会を開催しました。

②新たな利活用方策の検討

平成 23 年 3 月に里地里山の新たな利活用方策として野生生物に着目し、特定の生きものをシンボルとした地域ブランドの創出、エコツーリズム、環境教育プログラムなどによる地域活性化について、実践している地域の事例を収集するなど、こうした取組を全国に適用可能とするための検討を開始しました。平成 23 年度には全国 10 地域において試行的取組を実践する予定です。

また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として管理・利用する枠組みの構築についての検討も開始しています。

図 2-1 里地里山保全活用行動計画の全体構成

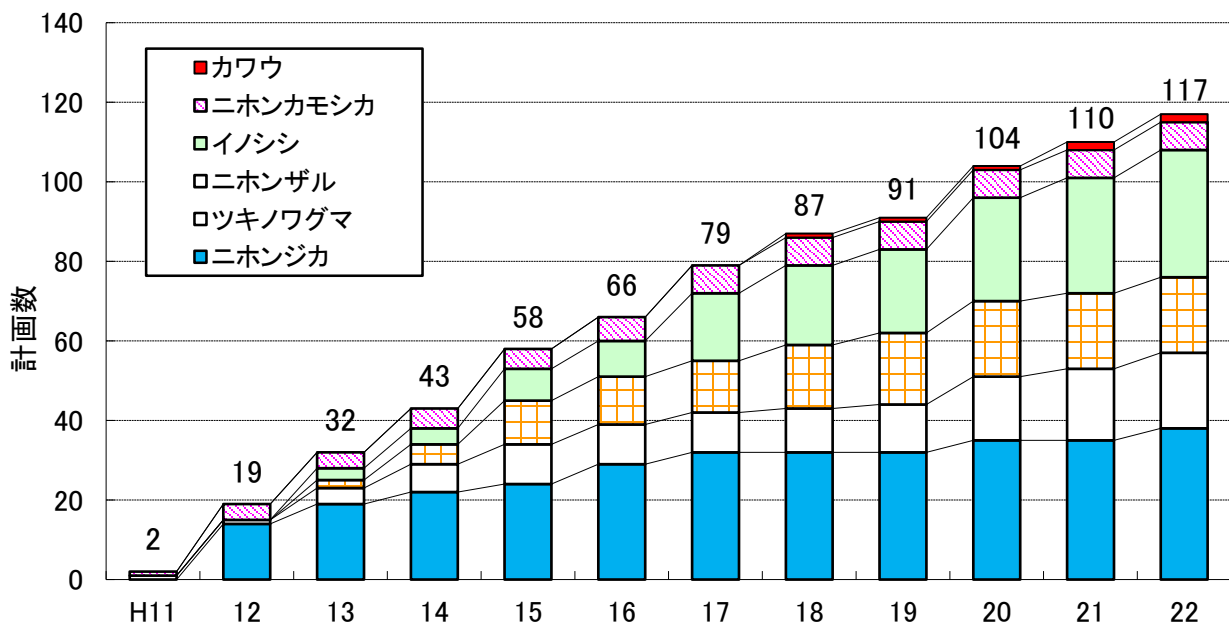


③野生鳥獣との共存

野生鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため、特定鳥獣保護管理計画に基づく取組や、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画（以下、被害防止計画）に基づく取組を進めています。

特定鳥獣保護管理計画については、最新の知見や現状を踏まえ、特定計画作成のためのガイドラインを改訂し、都道府県に対して積極的にマニュアルの普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進しました。平成 23 年 4 月現在で 117 計画が策定されています（図 2-2）。

図 2-2 特定鳥獣保護管理計画策定数の推移



出典：環境省資料

被害防止計画については、平成 23 年 4 月末現在で 1,128 市町村が計画を作成しており、鳥獣被害防止総合対策交付金により、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援しました。平成 22 年度は、全国 581 の地域協議会等における鳥獣被害防止対策の取組を支援しました。

個体群が広域的に分布または移動する鳥獣の保護管理に当たっては、単独の都道府県による取組だけでは十分な効果が望めないことから、広域的な保護管理を推進するため、カワウ 2 地域、クマ 1 地域、シカ 1 地域について広域保護管理指針を作成し、協議会の運営等を行っています。また、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、担当者会議等を通じた意見交換、情報収集等を実施しています。

国有林では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、地方公共団体等の関係機関や学識経験者、NPO 等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、森林管理署職員自らによるくくりワナの設置による

シカの捕獲やエゾジカの捕獲を支援するための林道除雪など個体数管理に向けた取り組み、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進しました。また、シカの生息状況を踏まえた防護柵の設置や、野生鳥獣の生息環境整備のため針広混交林誘導、保護林や緑の回廊の設定・拡充を実施しました。さらに、クマによる剥皮被害実態や各種防除資材の効果調査、クマの餌となるブナの結実予測等を実施しました。

野生鳥獣の保護管理を行う担い手づくりとして、人材育成事業、各地方公共団体におけるわな猟免許取得の推進、特定計画の策定及び適切な実施の推進に向けた地方公共団体職員向けの研修を実施しています。平成 20 年度より、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録する事業を実施しており、平成 23 年 7 月現在 86 人が登録しています。国有林では、捕獲マニュアルの作成等による捕獲技術の向上を図っています。

また、平成 22 年度秋から 23 年度春にかけて、16 道府県において 60 羽の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づいて監視の強化、ウイルス保有状況調査等を実施しました。

（3）生物多様性の保全に貢献する農林水産業

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全は不可欠です。

このため、「農林水産省生物多様性戦略（平成 19 年 7 月）」に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。「農林水産省生物多様性戦略」については、COP10 の決議等を踏まえた見直しの検討を進めています。

生物多様性の保全をより重視した農業生産を推進するため、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、平成 22 年には全国 45 地区において支援を実施しました。さらに、生物多様性保全も含む、環境保全型農業に係る研究会・交流会を全国 7 ヶ所で開催しました。こうした、有機農業をはじめとする環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者や団体等を表彰する環境保全型農業推進コンクールを実施し、平成 22 年には 8 事例について農林水産大臣賞を授与しました（表 2-2）。

これらの取組に加え、平成 23 年度からは、冬期湛水管理など生物多様性保全等に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくため、当該営農活動に取り組む農業者に対する直接支援である環境保全型農業直接支援対策を開始しています。

これらの取組を効果的に推進するため、指標生物を用いて環境保全型農業の効果を把握できる評価手法の案を作成しました。評価手法案の作成にあたっては、平成 22 年度までに全国 274 地点において農法・農業技術の影響を最も受けやすい昆虫を中心に約 200 万個体を調査し、環境保全型農業に特異的に現れる生物を指標の候補として選抜しました。

また、山村等において、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かした

が行われている活動を再評価、応援するなどにより、幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進しました。平成 22 年度においては、NPO 法人等が行う、森林・山村体験や森林由来の地域資源を活用した山村地域におけるビジネス創出のための 28 件の取組への支援と、民間専門家による技術的指導等を一体的に実施しました。

表 2-2 平成 22 年度環境保全型農業推進コンクール 農林水産大臣賞受賞者一覧

受賞団体	活動概要
J Aいわて中央りんご部会 (岩手県)	地域統一の防除体系により、取組面積が 717ha と面的な広がりをもった特別栽培（農薬・化学肥料を慣行の 5 割以上減らした栽培）の取組を行っている。部会全体で技術向上のために技術レベルをランキングし底上げを図り、病害虫の発生予察や隔年防除を実施している。
渡辺果樹園 (福島県)	化学肥料を一切使わず、自家製堆肥による土づくりを基礎として、樹勢を良好に保ち、病気にかかりにくい日本ナシの栽培技術を定着させた。地域で研究会を立ち上げ、技術の普及にも取り組んでいる。
三区町環境保全隊 (栃木県)	地域内の水稲農家の 9 割以上が化学肥料・化学合成農薬の栃木県慣行基準から 5 割削減し、生き物調査やビオトープの設置など、農村環境の保全に取り組んでいる。また、若手農業者組織により将来の地域の農業・農村環境の構想づくりが開始されている。
J A豊橋茄子部会 (愛知県)	ナスの草勢に応じた栄養診断の実施による肥培管理、太陽熱消毒や防虫ネットなどの従来からの技術に加えて天敵導入の実用性の検証を行い、IPM（総合的病害虫管理）が確立されつつある。また、部会が確立した技術が JA 内の他の部会にも広がっている。
美山有機農業推進協議会 (京都府)	栽培品目に応じて、地域にあった栽培技術を実践し、実証圃場の設置により新技術の検証を行い新たな知見や情報収集に尽力していること、美山農産物認証制度等を利用しブランド化を行うなど、当該地域以外の南丹市全域に広がりを見せている。
農事組合法人 有田コープファーム (和歌山県)	8 割以上の組合員がミカンでエコファーマーの認定を受け、化学合成農薬の 3 割以上削減を行い、有機質肥料の利用や土壌診断に基づく適正施肥、除草剤の使用削減のためのナギナタガヤの栽培に取り組んでいる。毎年 500 名以上の幅広い世代の消費者との交流を行っている。
泉 精一 (愛媛県)	柑橘栽培に養鶏を取り入れ独自の栽培体系を確立し循環型農業に取り組んでいる。土着微生物の発酵資材等を活用した技術をはじめとして創意工夫を行い、複数の技術を確立し実践している。「中島ゆうきの里」では研修生の受け入れによる有機農業の普及に取り組んでいる。
佐藤柑橘園 (佐賀県)	昭和 62 年より全圃場で無農薬、無化学肥料栽培の取組を開始し、現在面積を広げて有機栽培に取り組んでいる。草生栽培技術の実践により気象条件に左右されない高品質果実の生産を可能にしている。オーナー制度などにより積極的に消費者との交流を行っている。

出典：農林水産省資料

(4) 多様な野生生物をはぐくむ空間づくり

① 絶滅のおそれのある種の保護

平成 24 年頃を目途にレッドリストの見直しを予定しており、平成 22 年度は絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、個々の種のランクの検討を実施しました。平成 23 年 3 月には、レッドリストの中から、特に捕獲圧の高い昆虫 5 種を絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（以下、種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に追加しました（写真）。

また、平成 23 年度に、種の保存法をはじめとする各種関連制度による絶滅のおそれのある野生動植物の保全の状況を把握し、今後取り組むべき方向性を明らかにするための点検に着手しています。

写真 新たに国内希少野生動植物種に追加した希少昆虫（5 種のうち 3 種）



トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなどの保護増殖を進め、野生復帰を進めるためには、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の保全整備が必要であり、こうした取組は多様な野生生物をはぐくむ空間づくりの象徴として重要です。

トキについては、佐渡トキ保護センター等における人工繁殖の取組により、平成 23 年 7 月現在で飼育下個体数が 188 羽にまで増加しました。また、平成 27 年ごろを小佐渡東部地域に 60 羽程度のトキを定着させることを目標として、関係省庁の連携の下で、トキの餌場環境の整備や営巣木の保存を実施し適切な生息環境の保全整備を図るなど野生復帰に向けた取組も進めています。平成 19 年に開設した野生復帰ステーションでの順化訓練を経て、平成 20 年 9 月から平成 23 年 3 月までに、計 4 回で 60 羽のトキを放鳥し、平成 23 年 7 月現在、野外で確認されている個体は 37 羽となっています（図 2-3）。

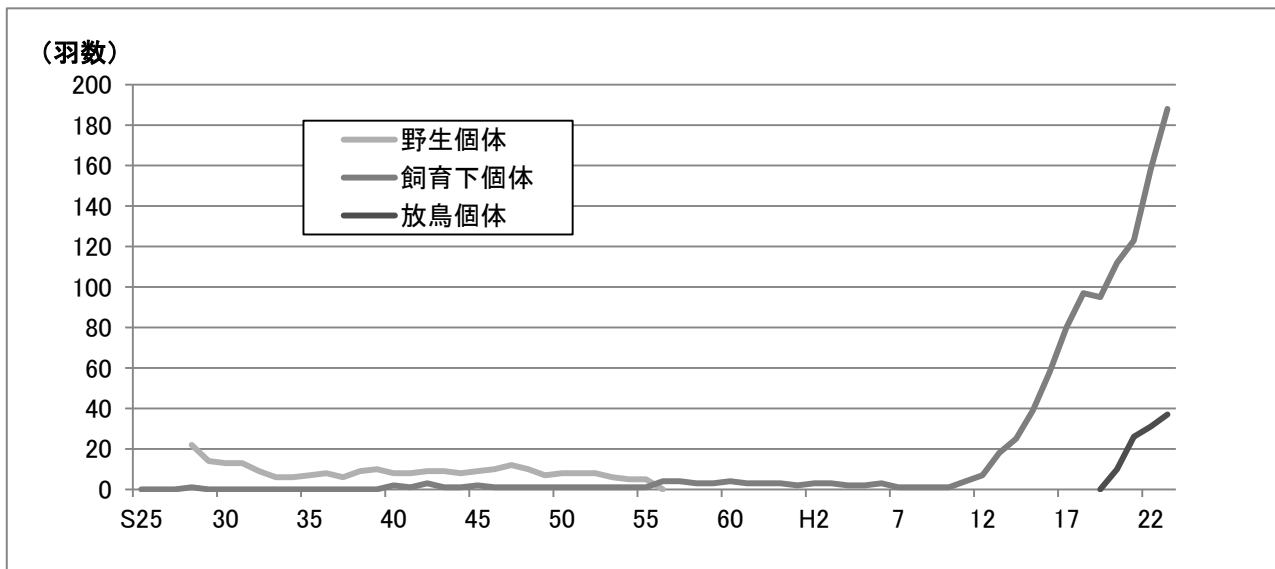
ツシマヤマネコについては、(社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、平成 23 年 7 月現在、5 つの動物園館等にて 35 頭の飼育下繁殖個体を飼育しています。また、平成 23 年度に対馬の下島にて飼育下繁殖個体を野生復帰するための訓練を行う野生順化施設の整備に向け具体的な検討を行いました。

ヤンバルクイナについては、平成 20～22 年度に飼育下繁殖施設を設置し、平成 21 年度より飼育下繁殖に向けた取組を本格化しました。繁殖技術の確立等に努め、平成 23 年

6月末現在で60羽程度のヤンバルクイナを飼育しています。

国有林においては、国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施し、ヒメバラモミについては、増殖・保存を行うため平成17年度から増殖してきたクローン苗を平成22年5月に植栽し、遺伝資源林2箇所2haを造成しました。

図2-3 トキ個体数の変遷



出典：環境省資料

②外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、105種類の特定外来生物（平成23年7月現在）の輸入、飼養等を規制しています。外来種による影響は、特に、固有の野生生物が生息・生育する島嶼部など特有の生態系を有する地域において大きいため、防除などの対策を進めていきます（図2-4、図2-5）。

奄美大島、沖縄島北部地域（やんばる）において、平成26年度までの根絶を目標としたジャワマングースの防除事業を実施しています。その結果、年々、単位捕獲努力量当たりの捕獲数が減少していることから、低密度化しつつあると考えられています。

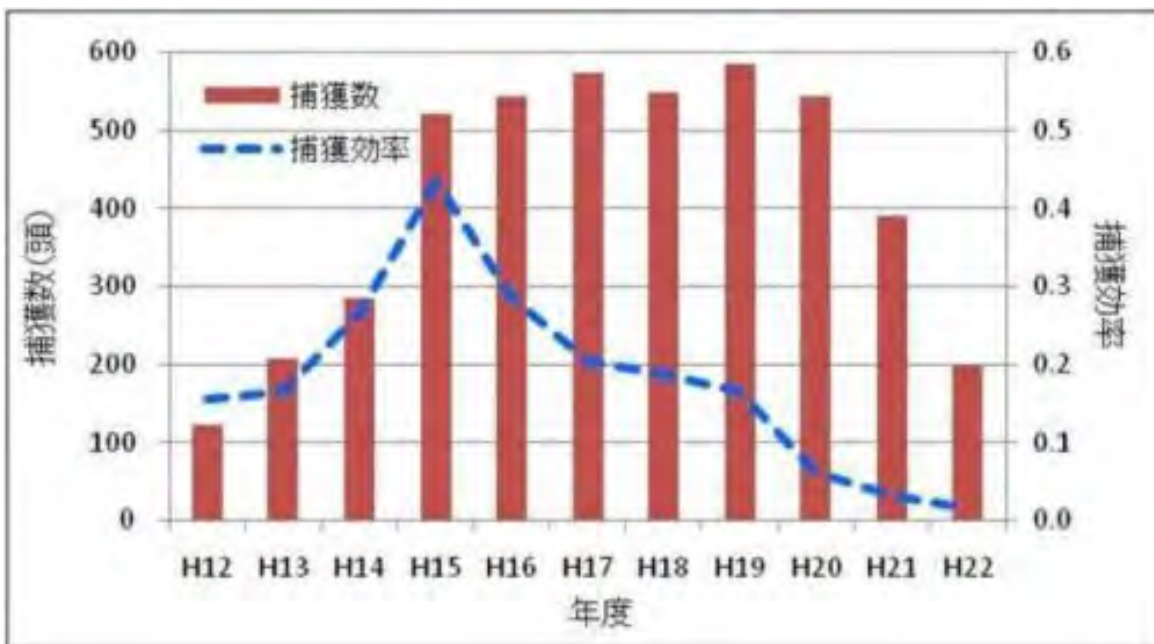
また、小笠原諸島の保全管理にあたっては、世界自然遺産地域に係る管理計画に沿って外来生物対策を行っています。ネズミの駆除対策を実施した一部の島では陸産貝類や鳥類の生息環境が改善し、アカギ駆除を実施した地域ではトンボ類の生息環境が改善するなど、生態系管理に効果を確認しました。父島においては、ノネコ及びノヤギの希少野生動植物への影響を防止するための侵入防止柵を設置しています。国有林では新たな外来生物の侵入・拡散防止等を目的として、小笠原諸島森林生態系保護地域における立ち入りをあらかじめ指定したルートに限定するとともに、利用ルート入口に設置された外来種除去装置により外来種子等の除去を行うなどの利用のルールを徹底を図っており、関係機関が連携を図りながら効果的な保全管理を推進しています。小笠原諸島は、国際的にも例外的といえるほどの外来生物対策の進展などが評価され、平成23年6月にわが国で4番目となる世界自然遺産に登録されました。

図 2-4 奄美大島におけるジャワマングースの捕獲頭数及び捕獲努力の経年変化（環境省による防除）



出典：環境省資料

図 2-5 沖縄県北部地域（やんばる）におけるジャワマングースの捕獲頭数と捕獲効率の経年変化（環境省と沖縄県による防除）



出典：環境省資料

(5) 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

① バイオマスの利活用

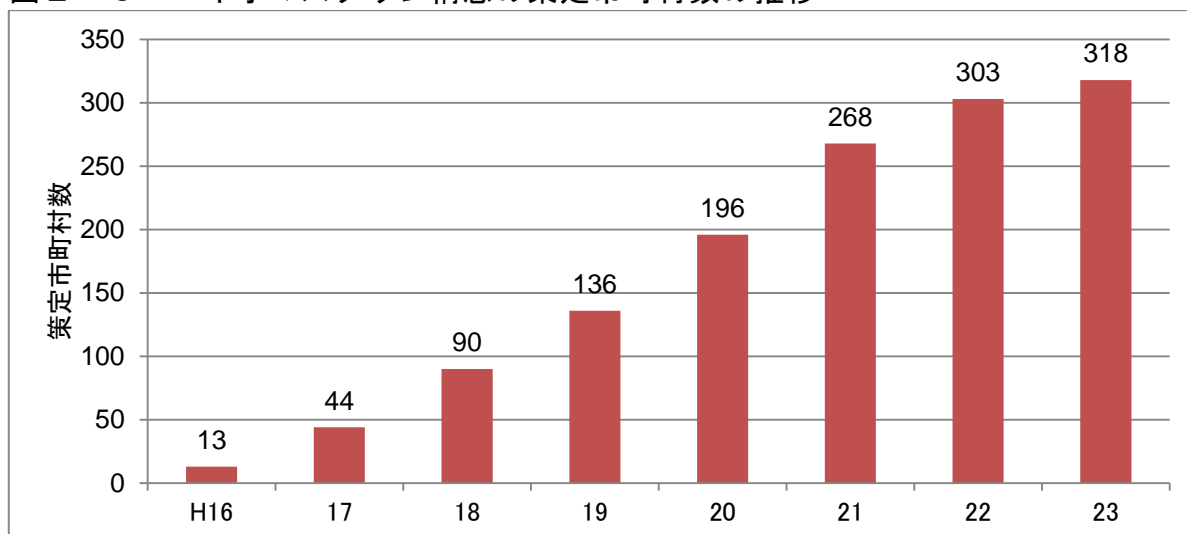
資源採取に伴う生息・生育環境の損失を防止し、自然界における適正な物質循環を確保するため、自然界での再生が可能であるバイオマスなどの持続可能な利活用を推進しています。

バイオマスの活用推進については、「バイオマス・ニッポン総合戦略（2002年12月閣議決定、2006年3月改訂）」に基づき、2010年度を目標年度として、バイオマスをエネルギーや製品として、総合的に最大限活用するための取組を推進してきました。廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で80%以上活用するという目標に対して、利用率が86%となっており既に目標を上回る成果を上げています。一方で、未利用バイオマスについては、炭素量換算で25%以上活用するという目標に対して、利用率は17%に留まっています。また、市町村が中心となって作成するバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想」については、平成23年4月末現在、318地区で策定されています（図2-6）。

バイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、平成22（2010）年12月には、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用を活用する施策についての基本的方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等を定めたバイオマス活用推進基本計画が閣議決定されました。この基本計画では、平成32（2020）年までに国が達成すべき目標として、炭素量換算で年間2600万トンのバイオマスを活用すること、600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定すること、バイオマスを活用する約5000億円規模のバイオマスを活用することが掲げられており、今後その目標達成に向けて、バイオマスの生産、流通、利用の段階が有機的に連携し、事業として成立し得る利用体系を構築していくことが重要です。

（※従来のバイオマスタウン構想の募集・公表は平成23年4月28日をもって終了しています。）

図2-6 バイオマスタウン構想の策定市町村数の推移



出典：農林水産省資料

3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

現在指定されているすべての国立・国定公園（国立 29、国定 56 公園）について、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から抽出した重要な地域との重複状況を分析し、今後 10 年間を目途に国立・国定公園の新規指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地を 18 地域選定しました。

保安林については、平成 35 年度末までに 1,269 万 ha を指定することを目標としています。平成 21 年 3 月末に 1,191 万 ha だった指定面積は、平成 23 年 3 月末には 1,202 万 ha となり、着実に増加しています。

平成 24 年にルーマニアで開催されるラムサール条約第 11 回締約国会議までに、国内の条約湿地を新たに 6 ヶ所増やすことを目標としており、国内法に基づく担保措置や地元の合意等を得るため、順次調整中です。登録が完了した湿地はないものの、進捗状況は良好です。

自然再生推進法に基づく自然再生推進協議会の設置数については、平成 24 年度までに新たに 8 ヶ所増やすことを目標としていますが、平成 23 年 7 月までに新たに設置した協議会は、上山高原自然再生協議会（兵庫県）と、三方五湖自然再生協議会（福井県）の 2 ヶ所です。このままでは目標を達成できない可能性が高いため、引き続き、各地の自然再生に係る取組事例の収集・提供等を行うほか、自然再生協議会の設立に関する現状と課題を整理し、よりの確に課題に対応した普及啓発活動を実施することが必要です。

表 3-1 基本戦略 3 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
国立・国定公園の指定状況の見直し	— [H19. 11]	全 85 公園を 対象に実施 [H22. 10]	全 85 公園を 対象に実施 [H25. 3]	100%
保安林指定面積	1,191 万 ha [H21. 3]	1,202 万 ha [H23. 3]	1,269 万 ha [H36. 5]	14%
ラムサール条約湿地登録数	— (37 ヶ所) [H22. 3]	0 ヶ所増 (37 ヶ所) [H23. 7]	6 ヶ所増 (43 ヶ所) [H24. 6]	0%
自然再生協議会設置数	— (21 ヶ所) [H22. 3]	2 ヶ所増 (23 ヶ所) [H23. 7]	8 ヶ所増 (29 ヶ所) [H25. 3]	25%
漁業集落排水処理人口比率	41% [H19. 10]	49% [H22. 10]	概ね 60% [H24. 3]	42%

(2) 生態系ネットワークと保護地域及び自然再生

① 生態系ネットワークの検討

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは損なわれた生物相の回復を図るため、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保された生態系ネットワークの形成を進めることが重要です。このため、持続的なエコロジカル・ネットワークの形成に向けたマネジメント手法の検討を行うとともに、取組効果の評価等を実施しました。平成 21 年度には、全

国エコロジカル・ネットワーク構想を策定し、その後、中部圏及び四国圏において生態系ネットワークの図化を行いました。

また、国有林は、溪流など水辺等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、農地、河川、海と言った森林以外の様々な生態系とも結びついています。このため、溪流沿い等水辺の森林等の適切な保全管理を推進するとともに、森林等の連続性の確保の観点から、野生動植物種の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、その取扱いについて検討しました。

②自然公園等による重要地域の保全

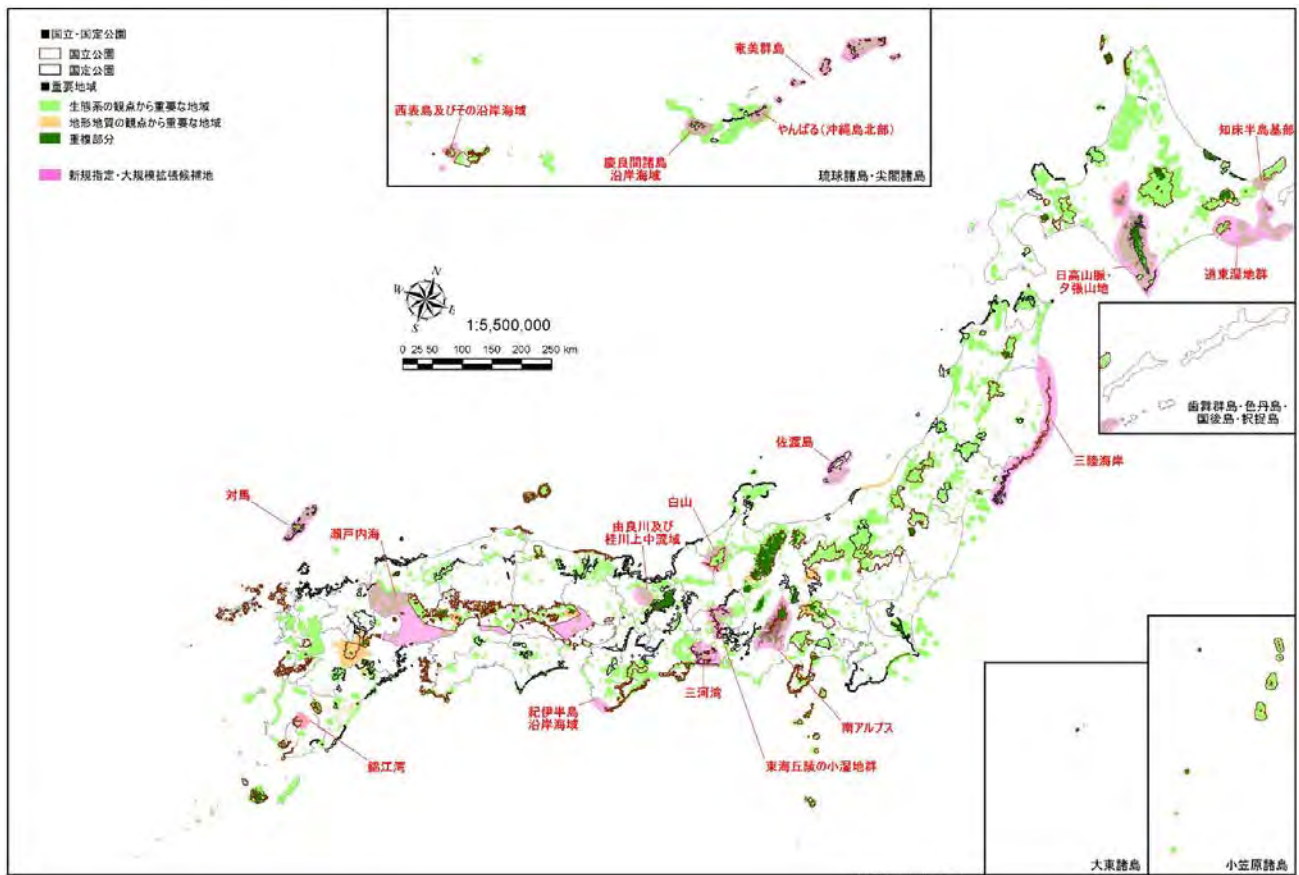
脊梁山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要です。このような国立・国定公園について、知床国立公園で3ha、上信越国立公園で26ha、愛知高原国定公園で32ha、蔵王国定公園で0.4haの拡張を行いました。

また、自然環境や社会状況の変化及び風景評価の多様化に対応して、国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」としてその成果を公表しました。その結果、新たな国立・国定公園の指定又は大規模な拡張を行う候補地として、鹿児島県の奄美群島や沖縄県のやんばる地域等を含む、18地域が選定されました（図3-1）。全国的に国立・国定公園の候補地を検討し、公表するのは昭和46年以来39年ぶりであり、科学的データに基づく分析は初めてのことです。候補地については、今後、利用のあり方、権利関係等を含めた調査、調整等を行い、これらを踏まえて10年間を目途に具体的な区域の指定を検討します。

国土面積の2割を占める国有林については、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしています。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については「保護林」に設定するとともに、適切な保全・管理を実施しています。平成22年度には、日高山脈から大雪山系における森林生態系保護地域等の区域の見直しによる大幅な新設・拡張を行ったほか、九千部山植物群落保護林の新規設定や鳥海山植物群落保護林、鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林の拡張を行うなど、全国で14万7千haの「保護林」の新設・拡張を行いました。平成23年4月現在、全国で840ヶ所（903千ha）の「保護林」を設定しています。

また、「保護林」の設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査するとともに、適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施しました。

図3-1 生態系・地形地質の観点から重要な地域の分布と新規指定・大規模拡張候補地 [全国]



*候補地名は仮称である。
 *図示してある候補地の範囲は概念的なものであり、具体的な公園区域と一致するものではない。

出典：環境省資料

また、自然公園の一部の地域で発生している、シカによる自然植生等への食害、外来植物の進入による在来植物の駆逐などの深刻な問題に対応するため、生態系維持回復事業を実施しています。

平成 22 年に、知床国立公園、尾瀬国立公園、白山国立公園において関係省庁が連携して生態系維持回復事業計画を策定し、生態系維持回復事業に基づくシカの捕獲による個体数調整や仕切り柵の設置、外来植物の防除事業を実施しています（表 3 - 2）。

平成 23 年には、南アルプス国立公園の生態系維持回復事業計画の策定について、中央環境審議会において答申されました。また、霧島屋久国立公園の霧島地域及び屋久島地域における生態系維持回復事業計画については、平成 23 年度内を目途に策定を目指しています。

表 3 - 2 現在実施している生態系維持回復事業計画の概要及び実施状況

公園名	知床国立公園	尾瀬国立公園	白山国立公園
策定者	農林水産省 環境省	農林水産省 環境省	農林水産省 国土交通省 環境省
事業を行う区域	知床国立公園全域	尾瀬国立公園全域	白山国立公園全域
事業を行う期間	平成 22 年 10 月 21 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 10 月 21 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 23 年 1 月 25 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
事業の目標	エゾシカの防除等を行い、知床国立公園におけるエゾシカの採食圧による影響の低減を図ることにより、知床国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。	ニホンジカの防除等を行い、尾瀬国立公園におけるニホンジカの採食圧による影響の低減を図ることにより、尾瀬国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。	外来植物の防除等を行い、白山国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。
事業計画書	知床生態系維持回復事業計画	尾瀬生態系維持回復事業計画	白山生態系維持回復事業計画

出典：環境省資料

③生態的回廊の確保

国有林は、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、適切な保全・管理を実施しています。平成 22 年度には、地方自治体とも連携を図りながら、日高山脈から大雪山系における大幅な「保護林」や「緑の回廊」の区域の見直しを行い、7 千 ha の「緑の回廊」の新規設定を行いました。平成 23 年 4 月現在 24 ヶ所（586 千 ha）の「緑の回廊」を設定しています（図 3 - 2）。

また、「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動植物の生息・生育状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹の積極的な保残や、猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施など、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を実施しました。

図 3 - 2 緑の回廊位置図（平成 23 年 4 月現在）



④自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、新たに2地域で設立され、平成23年7月現在、全国で23ヶ所設立されています。この中で、22ヶ所で自然再生全体構想が作成され、うち16ヶ所で自然再生事業実施計画が作成されました（図3-3、表3-3）。

図3-3 自然再生協議会の設置箇所
（平成23年7月現在）

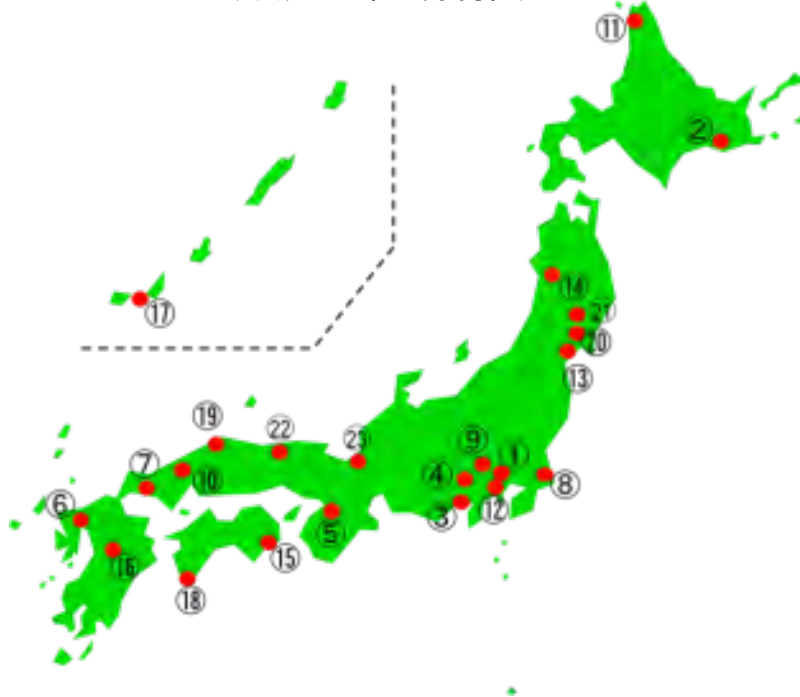


表3-3 自然再生協議会の設置状況（平成23年7月現在）

	協議会名	位置	構成員数	設立日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	47	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	117	H15.11.15	○	○
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	62	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	36	H16.3.5	○	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	42	H16.5.25	○	○
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	36	H16.7.4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	56	H16.8.1	○	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	41	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	72	H16.11.6	○	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	30	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	47	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	39	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	16	H17.6.19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	23	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	54	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	168	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	89	H18.2.27	○	○
18	竜串自然再生協議会	高知県	73	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	83	H19.6.30	○	—
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	38	H20.9.7	○	—
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	28	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	8	H22.3.21	○	—
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	52	H23.5.1	—	—

出典：環境省資料

(3) 森林の保全・整備

①多様な森林づくりの推進

生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、川上側の取組として、適切な間伐の実施のほか、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、広葉樹林化など多様な森林づくりを推進しました。また、計画的かつ効率的な間伐等の実施に向けて作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発および実証を各地のモデル林で実施しました。さらには、国有林において、多様な主体による地域の特色を生かした効果的な森林の整備・保全活動（モデルプロジェクト）を推進したほか、「保護林」や「緑の回廊」の設定や適切な保全管理を推進しました。

また、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、その適切な管理を一層推進するため、保安林の指定を進めており、保安林面積は平成 21 年 3 月末 1,191 万 ha から平成 23 年 3 月末 1,202 万 ha へと拡大しています。

川中・川下側の取組として、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化にむけて、木材の利用を一層推進するため、原木の安定供給体制の整備や品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給できる加工・流通体制の整備、木造による公共施設やモデル的な木造施設の整備等を実施するとともに、木質バイオマス利活用施設の整備等による木質バイオマスの利用を総合的に促進しました。

また、平成 23 年 3 月末までに 277 の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得し木材利用促進に取り組むなど、「木づかい運動」の取組を進めました。

研究・技術開発及び普及の分野においては、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、研究・技術開発を着実に実施するとともに、森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業を推進しました。また、森林・林業分野における遺伝資源の保存に関して、国有林では、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を設定し、希少・貴重な林木遺伝資源の保全管理を図っています。

適切な森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解・協力のもと、総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を促進しました。

②森林法の改正及び森林・林業基本法計画等の見直し

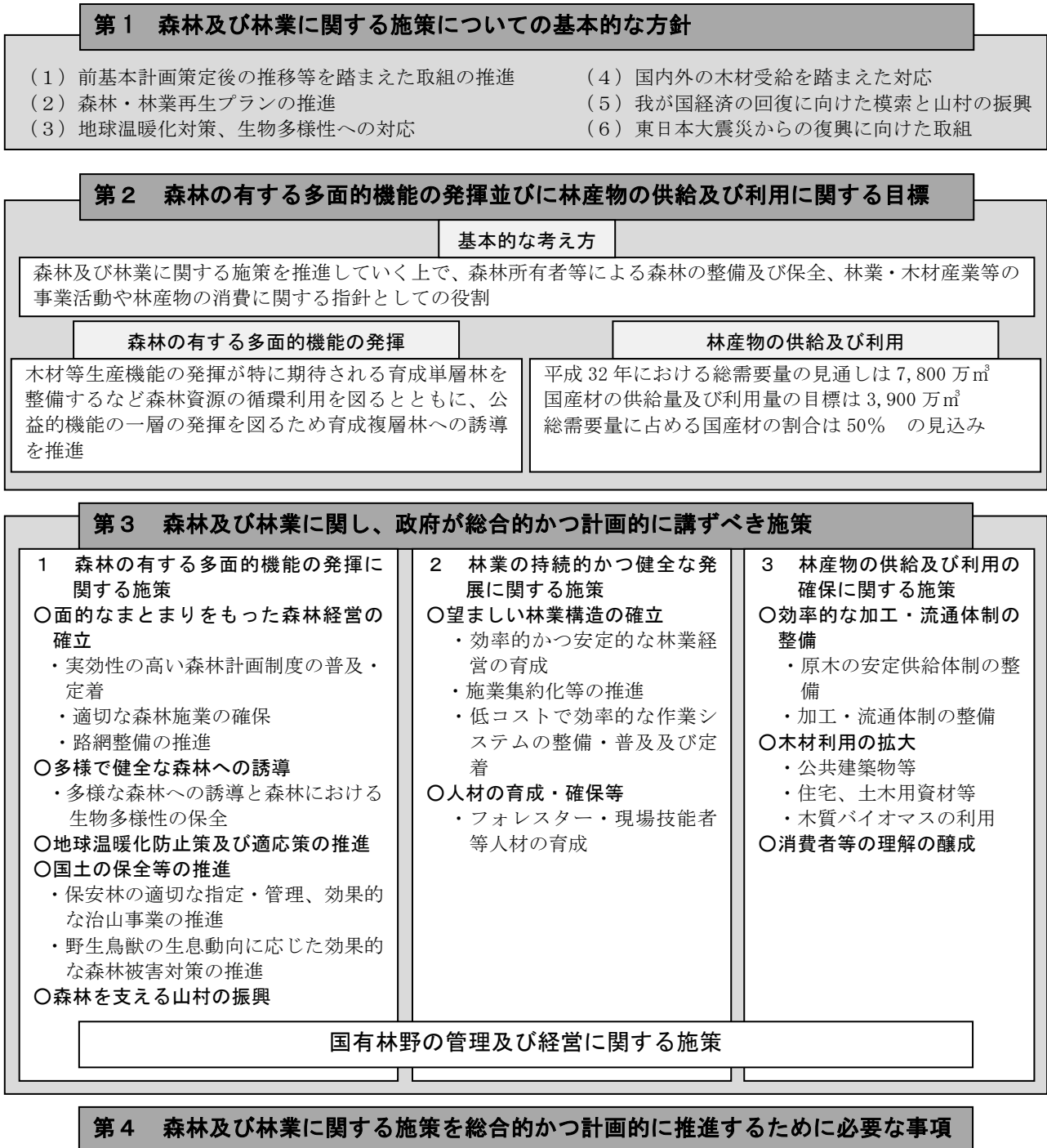
わが国においては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある一方で、国内の林業は路網整備等の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下していることなどから、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にあります。このため、わが国の森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」を平成 21 年 12 月に策定し、これを実現するため森林法の改正及び森林・林業基本計画等の見直しを行いました。

具体的には、平成 23 年 4 月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第 20 号）において、所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保、無届伐採に対して伐採の

中止や造林の命令が発せられる仕組みの新設、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画制度の創設等の改正が行われました。

平成 23 年 7 月 26 日に閣議決定された森林・林業基本計画においては、森林の機能に応じた望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全の基本方針について明記するとともに、機能のひとつとして、生物多様性保全機能を位置づけています（図 3-4）。

図 3-4 森林・林業基本計画の構成



また、同日に閣議決定された全国森林計画においては、生物多様性保全機能を高度に発揮するための森林整備及び保全の基本方針を新たに示すこととし、野生生物の営巣、餌場、隠れ家として重要な空洞木や枯損木などの保残に努めるとともに、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することなど、森林施業の実施に当たっての基準を明確化しました。

(4) 都市緑地の保全・再生など

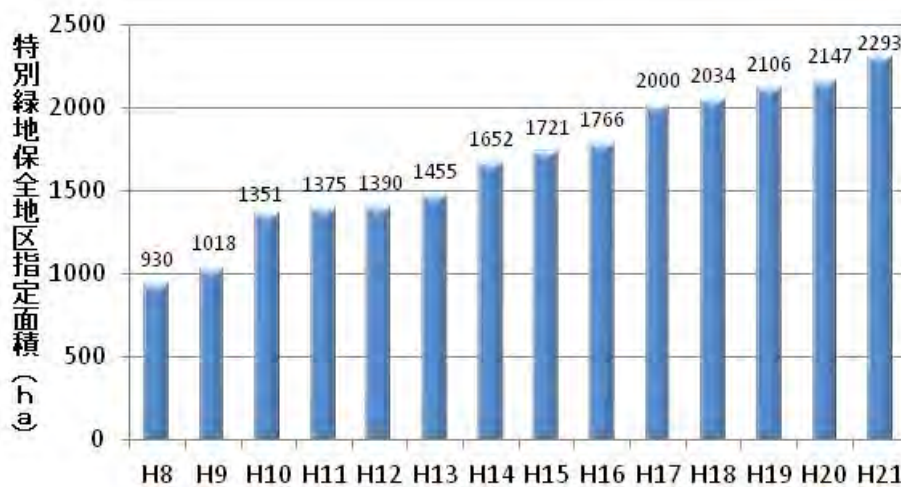
①都市における水と緑のネットワークの形成

都市における緑地は、都市に生きる生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークのかなめとなります。このため、都市周辺の緑地の保全・再生、都市公園の整備などを推進しました。

平成 22 年 3 月現在、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については 2,293ha、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域については 97,330ha、そのうち近郊緑地特別保全地区については 3,516ha が指定されているとともに、都市公園法に基づく都市公園等については、116,667ha が整備され、都市内もしくは都市近郊における、生物の貴重な生息・生育空間となる緑地を保全しています（図 3-5、図 3-6、図 3-7）。

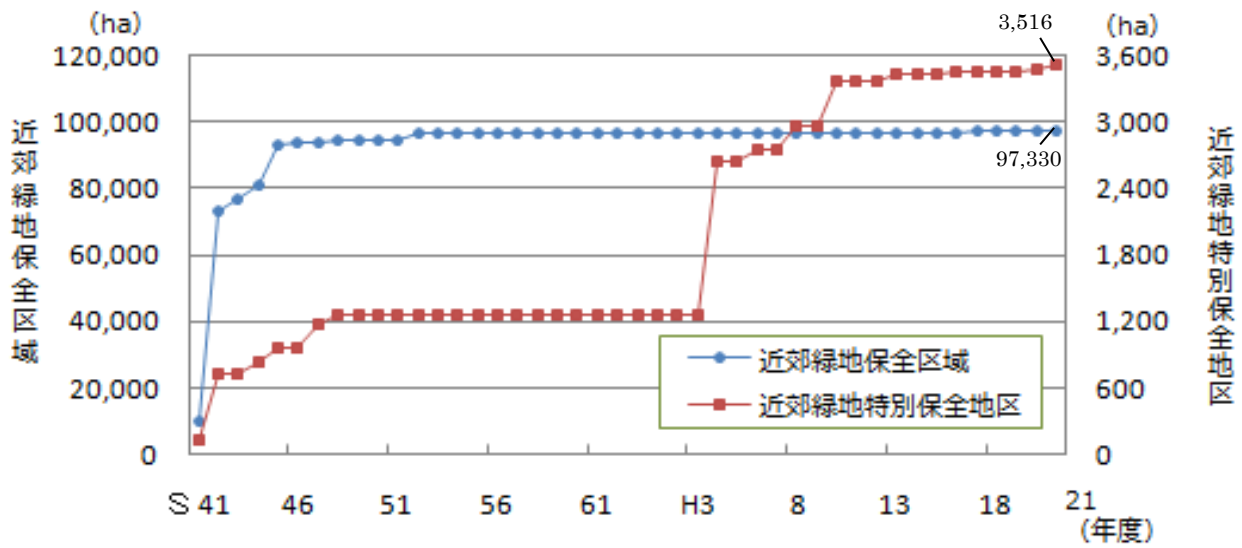
平成 23 年 10 月には、都市緑地法運用指針を改正し、生物多様性の確保に関する記載を追補しました。また、緑の基本計画の策定又は改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を作成しました。

図 3-5 特別緑地保全地区指定面積の推移



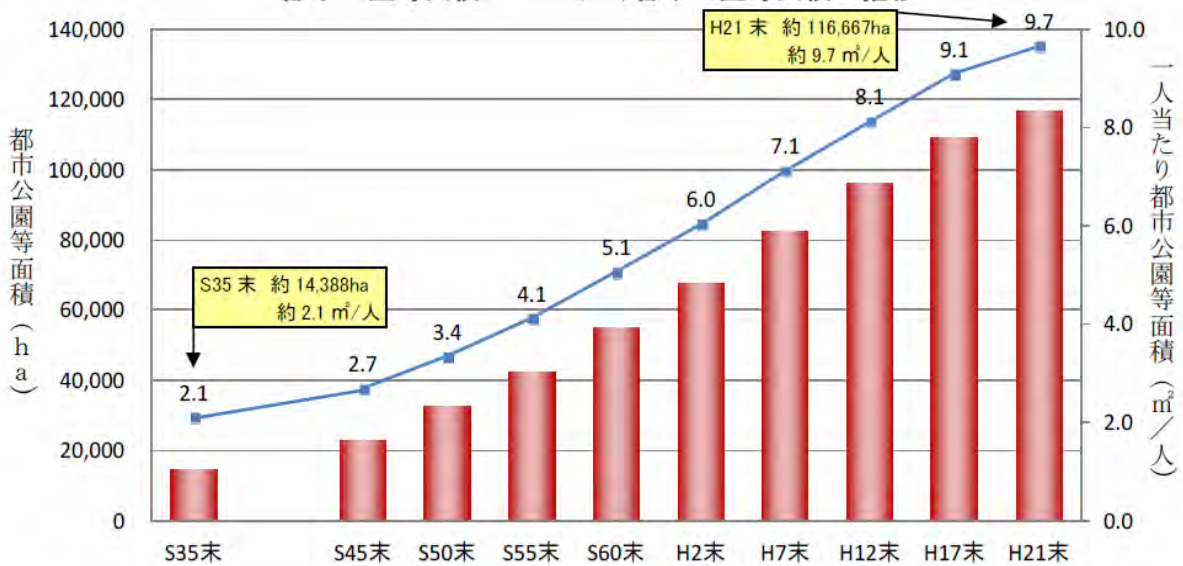
出典：国土交通省資料

図3-6 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の推移



出典：国土交通省資料

図3-7 都市公園等面積の推移



出典：国土交通省資料

②都市住民や企業の参画を促す取組

市民緑地制度、緑地協定制制度などを活用し、市民緑地契約については平成22年3月現在で148件、81ha、緑地協定については平成22年3月現在で1,883件、6,011haが締結されるなど、多様な主体による良好な緑地の保全・再生・創出・管理を推進しています。

また、社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）により、企業などが積極的に保全・再生・管理・活用に取り組む良好な緑地が認定され、生物多様性に配慮した事業者、企業の活動が促進されました。平成22年に新たに4サイトが認定され、29サイトと

なりました。また、“生物多様性保全につながる企業のみどり 100 選”として、全 84 の取組が認定されました。

都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人により、緑化支援活動に関する環境整備及び、各自治体や企業等の実施している緑化推進に関する取組についての事例等が紹介されました。

③都市域における水辺の生物多様性

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、自治体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。

また、下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備を促進するため、浸透能力の低減を見込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」としてとりまとめました。手引きの活用により着実に雨水浸透施設の整備が進み、良好な水循環の維持・回復に寄与していると考えられます。

汚濁負荷低減の取組としては、汚水処理人口の増加及び浄化槽の設置に努めました。平成 21 年度末時点の汚水処理人口普及率は 85.7%で、そのうち浄化槽人口普及率は 8.8%です。また、合併処理浄化槽は 299 万基、単独処理浄化槽は 517 万基が設置されています。

(5) 河川・湿原などの保全・再生

①流域全体の生態系保全及びネットワーク形成

全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施し、河川全体を視野にいれた生態系ネットワークの形成を進めました。平成 18 年に「多自然川づくり基本指針」を策定し、平成 20 年には多自然川づくりの計画・設計技術の向上の為、「中小河川に関する河道計画の技術基準」を発出し、平成 22 年には同基準の改訂を行っています。

河川の連続性を確保するため、全国の河川において、各河川の状況を踏まえつつ魚類等の遡上・降下環境の改善を図る魚のすみやすい川づくりを進めています。

また、上流から下流への土砂移動が妨げられることにより、河川・溪流の河床の変化や、沿岸漂砂の流れの変化など、河川・海岸環境への影響が生じています。このため、河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進しています。

さらに、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性を確保することも重要であるため、樋門・樋管等の構造的な課題について改善策を検討しています。

②湿地の保全

水鳥などさまざまな生きものの生息域として重要な湿地については、重要湿地 500 のうち、「知床半島サケ・カラフトマス遡上河川」の一部を知床国立公園の区域に、「豊田市周辺中間湿原群」の一部を愛知高原国定公園の区域に編入するなど、保全に向けた取組を推進しました。

鳥類の生息環境が悪化した谷津干潟等の鳥獣保護区において、生息地の保護及び整備を図るため、保全事業等を実施しています。

国有林では、特定動物の繁殖地や生息地等となっている重要な湿地（原野）について、「保護林」に設定するなど適切な保全管理を行うとともに、保護林の設定状況の客観的な把握、森林や動物等の生息状況変化等についてモニタリング調査を行うなど、適切な保全のための情報収集を実施しています。また、釧路湿原上流部に位置する雷別地区の国有林では NPO やボランティア団体等との連携により、森林の再生を実施しました。

（6）沿岸・海洋域の保全・再生

①海洋の生物多様性保全施策の総合的推進

海洋基本法に基づく海洋基本計画の策定（平成 20 年 3 月）を受け、海洋環境の統合的な保全と管理のための施策を推進しています。海洋基本法及び海洋基本計画を踏まえ、平成 23 年 3 月に海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的に推進するための海洋生物多様性保全戦略を策定しました。

保全施策の立案及び実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要です。このため、モニタリングサイト 1000 事業では、国内の主要な藻場、干潟、サンゴ礁等について生物相等に関する調査を実施しました。

また、生物多様性の観点から重要な海域の抽出検討に利用するため、海洋生物多様性に関する各種情報を総合的に収集し、関係機関や一般市民が利用しやすいよう Web ページ上に整理しました。

②海洋保護区

平成 22 年 10 月に公表した「国立・国定公園総点検事業について」では、今後 10 年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、紀伊半島沿岸海域や慶良間諸島沿岸海域などを選定しました。

また、平成 22 年度に、漁業者団体による取組などについて全国的な状況の情報収集、専門家へのヒアリング、事例研究を行い、海洋保護区のあり方についての検討などを行いました。これらの検討を踏まえ、平成 23 年 5 月には、総合海洋政策本部会合において「我が国における海洋保護区の設定のあり方」が了承されました。

③沿岸域（干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜など）の保全・再生

○干潟・藻場の保全・再生

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 ヶ年で 4,841ha 実施しました。これにより、平成 24 年 3 月までに 5,000ha 実施するという目標の達成率は 96.8%となりました。

漁業者や地域住民等からなる活動組織による漁場の耕うんなどの藻場・干潟等の保全が実施され、平成 22 年度は 30 道府県において取組が実施されました。

○サンゴ礁の保全・再生

平成 22 年度はサンゴ群集の再生・再生を目的として、国立公園内の石西礁湖及び竜串において自然再生事業を実施しました。また、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援をしました。また、平成 22 年度は 6 ヶ所の国立公園においてオニヒトデの駆除を実施しました。

陸域からの赤土などの流出もサンゴ礁生態系に影響を与える原因であることから、沖縄県及び奄美群島において、平成 21 年度までに圃場勾配修正や沈砂池の整備等による耕土流出防止対策を 54 地区で実施しました。平成 22 年度以降は、農山漁村地域整備交付金（平成 22 年度）及び地域自主戦略交付金（平成 23 年度以降）により、地方公共団体の裁量で地域のニーズに応じた整備が実施されています。

○砂浜の保全・再生

「渚の創生」事業として、平成 20 年度までに 19 箇所を実施地区として選定し、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図りました。

また、平成 22 年度は 3 ヶ所の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

○海鳥の繁殖地の保全

既存の研究報告や独自調査の結果に基づき、平成 22 年 11 月に大野原島、^{ただなえじま} 祇苗島、冠島・^{くつじま} 杓島、^{びろうじま} 枇榔島及び与那国の 5 ヶ所を国指定鳥獣保護区に指定しました。いずれも海洋域の離島で独特の生態系をもっており、大野原島、祇苗島、冠島・杓島及び枇榔島については環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に掲載されている海鳥のカンムリウミスズメ、オーストンウミツバメ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の希少な海鳥の集団繁殖地となっています。

④持続可能な資源管理及び里海の再生

豊かな水産資源の持続可能な利用を図っていくため、主要魚種を対象に漁獲可能量を設定することにより漁獲量を管理しています。また、水産資源の回復を総合的に推進していくため、都道府県に対し資源回復計画作成、推進のための支援を行いました。資源回復計画は、平成 23 年 7 月現在、全国で 66 計画が作成されています。

また、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用を計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進めるため、対象資源の回復が見られはじめている資源回復計画を対象とした調査に支援を行いました。平成 22 年度より 2 計

画がポスト資源回復計画に移行しました。

里海の再生に向けては、地方公共団体が地域とともに行う先進的な里海創生活動をモデル事業として選定し、平成 20 年度から平成 22 年度に 8 地方公共団体（のべ 13 事業）において支援を行いました。同事業において、アマモ場再生の活動や生き物観察会、地域協議会の開催等の地域主体の里海づくりの活動が計 135 回行われるなど、里海づくりへの支援を図りました。

また、「里海づくりの手引書」の作成（平成 23 年 3 月）、里海づくりの情報サイト「里海ネット」の開設（平成 22 年 7 月）など、里海づくりのための支援を行いました。

⑤海洋汚染への対策

○漂流・漂着ごみ対策

平成 22 年 3 月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、地域の実情に応じた海岸漂着物対策を総合的に推進しました。

また、実態の把握と地域特性を踏まえた対策を検討するための漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施し、漂着したごみの分類、漂流経路や発生源の推定を行い、都道府県において地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃が実施できるよう海岸清掃事業マニュアルを策定しました。

都道府県においては、地域グリーンニューディール基金による支援を活用し、地域の実情を踏まえた地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策の取組が進められています。

国際的な対応としては、海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP 国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与しました。

○海洋汚染対策

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）の活動を積極的に支援しています。特に、「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画（NOWPAP）」のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、手法の案と手順書を策定するとともに、これを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。

また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組

(1) 数値目標の達成状況

基本戦略4では、COP10の成功に向けた戦略や国際的な連携の推進に関することを挙げており、具体的な数値目標を設定しているものは少ないですが、COP10では、生物多様性に関する新たな世界目標となる愛知目標や、条約発効以来議論が続けられてきたABSに関する名古屋議定書が採択されるなど、わが国は議長国として世界の生物多様性の保全についてリーダーシップを発揮しました。

生物多様性の評価に関する数値目標である2万5千分の1の植生図の整備状況については、平成23年3月現在55%となっており、平成24年3月までに60%にするという目標の達成に向け、順調に整備が進んでいます。

表4-1 基本戦略4 に該当する数値目標の達成状況

数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率
1/25,000 植生図整備状況	50% [H22. 3]	55% [H23. 3]	60% [H24. 3]	50%

(2) COP10の成功と新たな戦略計画づくりへの貢献

①COP10の開催

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となりました。また、サイドイベントの開催や展示ブースの設置、エクスカージョンの実施等により、我が国の生物多様性の保全に向けた取組を国内外に発信しました。COP10には世界各地から179ヶ国の締約国と関係機関、NGO等のオブザーバー、報道関係者、スタッフも含め、計13,000人以上が参加し、過去最大の締約国会議となりました。

わが国は議長国として、愛知県、名古屋市、経済団体等からなるCOP10支援実行委員会の協力を得ながら、生物多様性条約事務局とともに準備を進め会議を主催するとともに、国際的議論のとりまとめ努力を行いました。

②愛知目標

COP10では、2010年目標の評価結果を踏まえて、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標(ポスト2010年目標)を含む今後10年間の戦略計画が採択され、わが国は、この世界目標を「愛知目標」と呼ぶことを提案し、合意されました。

愛知目標は、2050年までの長期目標(Vision)と、2020年までの短期目標(Mission)、さらに短期目標を達成するための5つの戦略目標と20の個別目標(target)によって構成されます(図4-1)。

わが国は、国内の様々なステークホルダーと意見交換を行い、パブリックコメントを経て「ポスト2010年目標日本提案」をとりまとめ、平成22年1月に生物多様性条約事務局に提出するなど、国際的な議論を積極的にリードしました。愛知目標における長期

目標はわが国の提案を受けて取り入れられたものです。

図 4 - 1 戦略計画 2011-2020（愛知目標）の概要

<p>■長期目標（Vision）＜2050年＞ ○「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界</p>	
<p>■短期目標（Mission）＜2020年＞ ○生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する</p>	
<p>1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する 2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。 3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。 4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。 5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。 6：水産資源が持続的に漁獲される。 7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。 8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。 9：侵略的外来種が制御され、根絶される。 10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。 （2015年まで）</p>	<p>11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。 12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。 13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、最小化される。 14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。 15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。 16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。（2015年まで） 17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。（2015年まで） 18：伝統的知識が尊重され、主流化される。 19：生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。 20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</p>

③遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）

ABSに関する国際的枠組み（議定書）については、事前の準備会合等においても議論が重ねられてきましたが、途上国と先進国の意見の溝は埋まらず、最終日まで議定書の採択が危ぶまれていました。

各国閣僚等からは議定書の合意に向けた強い期待が示され、交渉は連日未明まで及びましたが、事務レベルでは合意に至りませんでした。このため、最終日の朝に、COP10議長である環境大臣から議定書の議長案を各国地域代表の閣僚等に対して提示し、この議長案をもとに閣僚級の議論が重ねられ、最終的には各締約国が互いに譲歩するかたちで、

「名古屋議定書」が採択されました。

名古屋議定書が発効することにより、締約国の国内制度の法的な確実性、明確性、透明性が確保され、円滑な遺伝資源の取得が可能になること、公正かつ衡平な利益配分が促進され、生物多様性の保全とその持続可能な利用が強化されること、提供国の ABS に関する国内制度の遵守が促進され、遺伝資源の適切な利用が推進されることなどが期待されています。わが国は平成 23 年 5 月に名古屋議定書に署名しました。

④COP－MOP5

COP10 に先立ち行われたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP 5）では、農林水産大臣が議長を務めました。本会議では、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」に関して、管理者の定義や対象の範囲等が主な論点となりました。

「責任及び救済」については、平成 16 年に交渉が開始され、6 年間に及ぶ議論を経て、今回の会議で、締約国が講じるべき措置を規定した「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。これにより、生物多様性に損害が発生した場合、締約国は、責任事業者を特定し、原状回復等の対応措置を命ずること等が定められました。

⑤生物多様性国際自治体会議

国内外の自治体が生物多様性に関する取組について情報交換し、今後の活動推進を図るため、愛知県及び名古屋市等の主催で「生物多様性国際自治体会議」が COP10 期間中に開催され、その成果として「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」が COP10 閣僚級会合で報告されました。会議には、30 カ国、249 団体、679 人が参加しました。

⑥国際的な取組の主導

平成 24 年にインドで開催される COP11 までの期間、わが国は議長国としての国際的なリーダーシップを継続して発揮し、さらに議長国期間以降も、愛知目標の達成のために国際的に貢献をしていく必要があります。

このため、わが国が 10 億円を拠出して生物多様性条約事務局に設置した「生物多様性日本基金」を通じて、愛知目標の達成に向けた途上国における生物多様性国家戦略の策定及び改定のための能力養成を支援しています。

また、途上国による愛知目標の達成に資するため、いのちの共生イニシアティブ等に基づき、効果的かつ効率的に生物多様性分野における国際協力を推進しました。

(3) 里地里山など自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築と発信

長期目標「自然と共生する」世界の実現を目指すため、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」をわが国から提唱しました。

また、SATOYAMA イニシアティブの考え方に基づいた具体的な取組を進めていくため、

多様な主体が参画する「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が COP10 期間中に発足しました。

COP10 では、SATOYAMA イニシアティブを、生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識するとともに、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMA イニシアティブを更に発展させるために IPSI に参画することを推奨すること等が決定されました。

IPSI 参加メンバーは徐々に増えており、平成 23 年 7 月末現在、14 ヶ国の政府機関を含む 91 団体となっています。

(4) 生物多様性の総合評価や温暖化影響を含むモニタリングなどの実施

①生物多様性総合評価

わが国における生物多様性の損失の状況を総合的に評価するため、各分野の専門家による生物多様性総合評価検討委員会を開催するとともに、日本生態学会におけるシンポジウムの実施、生物分野の専門家への意見照会などを行い、平成 22 年 5 月に生物多様性総合評価報告書を取りまとめました。その結果、この報告書では、1950 年代後半から 2010 年までのわが国の生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、全体的にみれば損失は今も続いていると結論づけられました。今後も総合評価を行うための基礎となる生物多様性に関する科学的なデータや知見の質と量を向上させていくことが必要です。(表 4-1)。

生物多様性総合評価では、生物多様性の状態の地域的な差異を明らかにし、各主体の具体的な行動を促すため、生物多様性の評価を地図化していくことが課題の一つとしてまとめられており、平成 22 年度より国土の生物多様性保全上重要な地域や優先的に保護すべき地域などを特定する、全国の生物多様性評価の地図化を実施しています。

また、平成 23 年度より、環境研究総合推進費により「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」を実施しており、国際的な生物多様性の評価にも貢献しています。

他国においても生物多様性総合評価を実施するよう呼びかけるため、COP10 サイドイベント及び平成 23 年 5 月に中国で開催されたワークショップで、わが国の生物多様性総合評価の成果について発表を行いました。

②自然環境データの充実と継続的な更新等

生物多様性総合評価を継続的に行っていくうえでは、自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上が基盤として必要になります。このため、モニタリングサイト 1000 事業により、ガンカモ類調査、シギ・チドリ類調査、主要なウミガメ類、海鳥の生息状況調査、主要な高山帯、森林、里地、陸水域、沿岸域（藻場、干潟、サンゴ礁）等における生物相調査などを実施しています。調査にあたっては、研究者、民間団体、ボランティア、地方公共団体等の協力を得て調査を行う体制を構築しています。また、調査結果の速報や報告書等をウェブサイトで提供しています。

国土の自然環境の基本情報図である縮尺 2 万 5 千分の 1 の植生図については、平成 23 年 3 月時点で国土の約 55%を整備しています。

表 4-1 2010 年までの生物多様性の損失（生物多様性総合評価）

	損失の状態と傾向		損失の要因（影響力の大きさ）と現在の傾向				
	本来の生態系 の状態から の損失	1950 年代後 半の状態か らの損失と 現在の傾向	第 1 の 危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第 2 の 危機 利用・管理 の縮小	第 3 の 危機 外来種 化学物質	地球 温暖化 の危機	その他
森林生態系						*1	
農地生態系	-						・農作物や家畜 の地方品種等 の減少
都市生態系	-			-			
陸水生態系					*2		
沿岸・海洋生態系				-	*3		・サンゴ食生物の 異常発生 ・藻場の磯焼け
島嶼生態系				-			

凡例

評価対象	状態				要因			
	現在の損失の大きさ		損失の現在の傾向		評価期間における影響力の大きさ		要因の影響力の現在の傾向	
凡例	損なわれていない		回復		弱い		減少	
	やや損なわれている		横ばい		中程度		横ばい	
	損なわれている		損失		強い		増大	
	大きく損なわれている		急速な損失		非常に強い		急速な増大	

注：影響力の大きさの評価の破線表示は情報が十分ではない事を示す。

注：「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。

*1：高山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。

*2、*3：化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

中大型哺乳類に関しては、自然環境保全基礎調査において、既存の生息状況調査、捕獲情報等を解析し、全国の生息状況及び生息動向の把握手法を整理しました。また、都道府県を通じ、狩猟及び許可捕獲に関する位置情報をメッシュ単位で収集しました。収集した情報を地図帳に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成20年度に開発し、野生鳥獣保護管理の行政担当者を対象としたHPでテスト公開を行い、鳥獣の生息動向・生息状況を分析するために活用しました。

こうした調査により得られたデータについては、汎用的なWebGIS上に表示できる仕組みの導入等、生物多様性情報を発信するウェブサイトの改良を進め、相互利用、共有化の推進を図っています。

(5) 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応

①地球温暖化の防止に向けた生物多様性の保全及び森林の整備・保全

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の14.3%を指定している自然公園には、こうした自然環境が多く含まれており、適切に保全することにより地球温暖化の緩和に貢献しています。

森林においては、温室効果ガスの吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐、長伐期施業等の推進を図りました。また、森林吸収源対策等のための財源については、平成23年度税制改正大綱において、「森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」する旨が明記されました。

②温暖化の影響モニタリング、適応方策の検討

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの変化が生じており、さらなる気温の上昇にともない生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁など特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制を充実することが必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、高山帯やサンゴ礁などにおいても継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化において、地球温暖化に対して脆弱な地域に関する評価地図を作成する予定です。

環境研究総合推進費では、地球温暖化に関連し懸念される海水温上昇及び海洋酸性化がサンゴに与える影響に関する研究を実施し、種によって二酸化炭素(CO₂)に対する応答に違いがあり、それが将来のサンゴ群集の種構成を変化させ、生態系変動を生む可能性を示唆するという結果が得られました。

また、世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界自然遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラム構築のベースとして、世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を実施しています。

地球温暖化への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、エコロジカル・

ネットワークを形成し、温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることも重要です。

国有林では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路として「緑の回廊」を設定することにより、温暖化にも適応できる健全な森林生態系の確保を推進しています。

（６）国際協力の推進

①サンゴ礁、湿地、渡り鳥の保全における国際協力

○アジア太平洋地域のサンゴ礁保全

平成 22 年 6 月にタイで国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略 2010 の策定に主導的な役割を果たしました。また、その成果を ICRI 総会及び海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラムにおいて報告しました。

アジア・オセアニア地域の海洋保護区データベースを拡充するとともに、サンゴ礁分布図マップを作成しました。

○東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップについては、国内のネットワーク参加サイト間で、情報交換が図られたほか、国際的にも参加主体が増加しています。生物多様性国家戦略 2010 策定以降、バングラデシュ、タイ、モンゴル及び 2 つの国際 NGO が新たに参加主体となりました。また、湿地保全協力プロジェクトの実施により、マレーシアが新たに参加することが確実になっています。

○二国間渡り鳥条約・協定

中国、韓国との共同によりズグロカモメの衛星追跡調査を実施し、二国間渡り鳥会議の場を活用して、三国間での情報共有を進めています。そのほか、日中共同によるオオワシのねぐらと食性の解析、日韓共同によるツル類の調査を実施しています。

また、日米共同による人工衛星を用いたアホウドリの行動追跡を実施しています。

○ラムサール条約

水田決議国際ワークショップを滋賀県高島市及びシンガポールで開催し、事例の収集や情報共有を行いました。また、COP10 では、農業の生物多様性に関する決議において、特に、水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の「水田決議」を歓迎し、その実施を求めることなどが決定され、野生生物の生息地としての水田の役割の重要性の発信に努めました。

タイ、マレーシア、ミャンマーの 3 ヶ国におけるプロジェクトの実施により、タイではラムサール条約湿地への登録がほぼ確実なものとなっています。そのほか、ラムサール条約の実施する任意拠出金であるラムサール小規模無償基金を活用し、ネパールの湿地保全プロジェクトに対する支援を行いました。

②途上国における生物多様性ホットスポットの保全活動の支援

○クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）

CEPF が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援しています。平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの間、CEPF はアジアをはじめとする途上国の 19 の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性保全の取組を支援しました。支援対象団体数は平成 22 年末時点で 1,588 団体となっています。

③森林減少及び砂漠化への対応

○国連森林フォーラム（UNFF）、国際熱帯木材機関（ITTO）等

平成 22 年 9 月に開催された UNFF「持続可能な森林経営のための実施手段に関する非公式会合」、平成 22 年 12 月の ITTO 第 46 回理事会および平成 23 年 1～2 月に開催された第 9 回 UNFF 会合に出席し、持続可能な森林経営のための実施手段等に関する議論を行いました。また、平成 23 年 3 月に、インドネシア共和国との共催により UNFF の活動に貢献するための取組として国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催しました。

ITTO を通じ、平成 22 年度には、森林保全等を目的としたプロジェクト 14 件を支援しました。ITTO 統計によると、持続可能な森林経営がされている熱帯林は、2005 年の 3,640 万 k m²（統計対象地域 3.59 億 ha の 4.2%）から、2010 年には 5,330 万 k m²（統計対象地域 7.83 億 ha の 6.8%）に増加しています。

また、わが国は、モントリオール・プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～平成 20 年）、参加各国の第 2 回国別報告の作成（平成 21 年）、本プロセス総会開催（4 回、平成 19～22 年）等の活動を企画調整しました。

○途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）

平成 22 年 5 月に REDD+パートナーシップを立ち上げ、パプアニューギニアと初代共同議長を務め、平成 22 年 10 月には「気候変動と森林保全に関する閣僚級会合」を名古屋で開催し、REDD+の取組における国際的な連携・協力の強化に貢献しました。また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論について議論しました。

平成 22 年 8 月にインドネシアで開催されたアジア森林パートナーシップ（AFP）第 9 回会合においても、違法伐採対策に加えてコペンハーゲン後の REDD+及び森林ガバナンスに関する議論に貢献しました。

また、わが国は世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）における意思決定機関である参加者委員会のメンバーの一員として、基金の運営や支援計画の承認に関する議論に積極的に参加しました。

○国連砂漠化対処条約（UNCCD）

平成 23 年 2 月に、条約実施レビュー委員会（CRIC）第 9 回会合及び科学技術委員会（CST）第 2 回特別会合が開催され、10 年戦略の進捗状況の報告や科学技術委員会が砂漠化・土地の劣化及び干ばつの影響緩和に関する科学技術知識の世界的機関になるための手段について議論しました。

また、モンゴルにおける気候変動影響等を勘案した砂漠化対策に係る調査、アフリカにおける砂漠化対処技術の普及方策等に係る調査を実施しました。

(7) 科学と政策の接点の強化・科学基盤の強化

①生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する IPBES の設立に向けて、UNEP が主催する政府間委員会においてわが国は主導的な役割を果たしてきました。COP10 において、国連総会に対し IPBES の早期設立の検討を奨励することが決定され、これを受け、平成 22 年 12 月の第 65 回国連総会において、UNEP に対し、できるだけ早期に IPBES 総会の開催を要請する決議が採択されました。平成 23 年 7 月には、IPBES の科学的な評価の進め方などに関する議論を促進するため、国連大学、南アフリカ政府と共同で国際ワークショップを開催しました。

平成 23 年 10 月及び年明けにケニア・ナイロビで開催される IPBES 総会において設立が決定されることとなっています。

②生態系と生物多様性の経済学 (TEEB)

平成 21 年度から 23 年度までの 3 ヶ年計画で「経済的価値の内部化による生態系サービスの持続的利用を目指した政策オプションの研究」を実施しており、平成 22 年度までに、宮城県の蕪栗沼を対象に生態系サービスの経済的価値の評価を行うとともに、わが国における生態系の効果的・効率的な保全策の参考とするため、諸外国の PES (生態系サービスへの直接支払い) や生物多様性オフセット等の手法を整理・分析するなどの成果を挙げています。こうした生物多様性に配慮した水田農法などの国内事例等を、ワークショップ等を通じて提供するなど、TEEB の取りまとめ作業に連携・協力しました。

世界銀行は TEEB の成果を踏まえ、平成 22 年 10 月から途上国を含めた世界各国において、生態系サービスの経済的価値を国民経済計算に参入することを目的とした国際プロジェクトを開始しました。

③地球規模生物多様性情報機構 (GBIF)

科学技術振興機構において、生物多様性データベースを構築するとともに、わが国における GBIF の活動状況を掲載するホームページを設けており、GBIF との連携を図っています。

④地球観測政府間会合生物多様性観測ネットワーク (GEO-BON) 等

「GEOSS10 年実施計画」に基づき、国際的な連携による全球地球観測システム (GEOSS) 構築に向けた活動を推進しました。GEOSS 推進のための組織である GEO の執行委員会メンバーを務めている他、「10 年実施計画」で掲げる目標を達成するための「2009 年-2011 年作業計画」に登録された、102 のサブタスクのうち、わが国は 49 のサブタスクをリード機関又は貢献機関として実施しています。

GEO の下には、GEO-BON、さらに、地域的取り組みであるアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON) が設立されています。平成 22 年 3 月には、AP-BON の国際ワーク

ショップを名古屋で開催し、各国での生物多様性に関する調査状況などの情報交換を行うなど、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワークの構築を支援しました。

⑤東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）

東・東南アジアにおける絶滅危惧種等についての保全施策に必要な情報を収集・整理しました。また、東・東南アジアの研究者等を対象に分類学能力構築のための研修を行いました。